

令和3年(2021年)7月30日

八王子市社会福祉審議会
地域福祉専門分科会委員 各位

八王子市社会福祉審議会
会長 和田 清美

令和3年度(2021年度)第2回八王子市社会福祉審議会
地域福祉専門分科会(書面会議)の資料の送付について

日頃より八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の運営にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記会議につきまして、当初対面での開催としていたところですが、新型コロナウイルス感染症の都内感染状況の悪化を受けて、書面開催といたしましたので下記のとおり会議資料を送付いたします。別添の「意見書」の提出をもって出席といたしますので、郵送、FAX、電子メール等にて、8月6日(金)までに下記担当へご提出ください。

記

1 会議内容

< 議 題 >

「2 送付資料」をもとにご審議願います。

(1) 第3期八王子市地域福祉計画の令和2年度(2020年度)実績について

< 報 告 >

(1) 第3期八王子市地域福祉計画 計画期間中間年における意識調査の結果について

(2) 重層的支援体制整備事業の実施について

2 送付資料

- ・令和3年度(2021年度)第2回地域福祉専門分科会(書面開催)審議事項及び報告内容について
- ・【資料1】第3期八王子市地域福祉計画の令和2年度(2020年度)実績について
- ・【資料2-1】第3期八王子市地域福祉計画 計画期間中間年における意識調査の結果について
- ・【資料2-2】第3期八王子市地域福祉計画 計画期間中間年における意識調査 結果・前回との比較
- ・【資料3-1】重層的支援体制整備事業の実施について
- ・【資料3-2】重層的支援体制整備事業支援機関向けチラシ(「重層的支援体制整備事業がはじまります!」)
- ・【資料3-3】重層的支援体制整備事業一般向けチラシ(「重層的支援体制整備事業」がスタートしました!)
- ・意見書

< 八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会事務局 >
八王子市福祉部福祉政策課 担当 深澤・星野・鎌田
電 話 042-620-7240 FAX 042-628-2477
メー ル b440100@city.hachioji.tokyo.jp

第3期 八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

委員名簿

(任期: 令和3年(2021年)4月～令和6年(2024年)3月)

令和3年(2021年)4月1日現在

氏名	ふりがな	所属
黒岩 亮子	くろいわ りょうこ	学校法人 日本女子大学
小室 崇司	こむろ たかし	八王子市町会自治会連合会
榊原 英資	さかきばら えいすけ	市民委員
西村 洋子	にしむら ようこ	市民委員
田中 利男	たなか としお	八王子市民生委員児童委員協議会
齋藤 健	さいとう たけし	特定非営利活動法人 八王子市民活動協議会
豊田 聡	とよだ さとる	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
山下 晋矢	やました しんや	一般社団法人 八王子市医師会
◎和田 清美	わだ きよみ	公立大学法人 東京都立大学

◎会長

<市職員>

氏名	ふりがな	所属
石黒 みどり	いしぐろ みどり	福祉部長
原田 親一	はらだ しんいち	生活福祉担当部長
平井 智也	ひらい ともや	福祉政策課長
吉本 知宏	よしもと ともひろ	高齢者いきいき課長
片岡 幸子	かたおか さちこ	高齢者福祉課長
遠藤 徹也	えんどう てつや	障害者福祉課長
浅岡 秀夫	あさおか ひでお	生活自立支援課長
内田 卓	うちだ たく	生活福祉総務課長
渡邊 康宏	わたなべ やすひろ	健康政策課長
井上 茂	いのうえ しげる	地域医療政策課長
松本 美保子	まつもと みほこ	子どものしあわせ課長
青柳 志良	あおやぎ しろう	協働推進課長

令和3年度（2021年度）第2回地域福祉専門分科会（書面開催）

審議事項及び報告内容について

1. 議 題

（1）第3期八王子市地域福祉計画の令和2年度（2020年度）実績について（資料1）

議題の概要

- ・第3期八王子市地域福祉計画に掲載された事業について、令和2年度（2020年度）の各所管での取組状況について報告し計画の進捗状況を確認します。

審議内容

- ・施策ごとの Do（実行）と Check（評価）の記載内容に基づいて事務局において作成した「自己評価」及び Act（改善）について、内容をご確認いただき、追加や修正があればご意見を申し上げます。

<その他>

- ・事業の詳細が必要なものや取組の不明点等があれば所管に確認の上、後日提供いたします。
- ・ご意見をいただいたものについては関連所管にフィードバックさせていただきます。

2. 報 告

（1）第3期八王子市地域福祉計画 計画期間中間年における意識調査の結果について

（資料2 - 1～2）

報告の概要

- ・第3期八王子市地域福祉計画において、計画の達成度を見る指標として各テーマに目標を掲げているが、計画期間の中間年である令和2年度（2020年度）に意識調査を実施いたしました。この結果について資料のとおり報告を行います。
- ・本調査を残り3年間の事業の進捗に活かしてまいります。

ご意見・ご質問

上記報告内容について、ご意見やご質問等あればお願いします。

(2) 重層的支援体制整備事業の実施について(資料3-1~3)

報告の概要

- ・昨年6月に社会福祉法が改正され、本年4月より市町村で任意に事業実施できることとなった「重層的支援体制整備事業」について、本市は4月より取り組んできております。
- ・事業開始から3か月が経過し、現状について報告を行うとともに、制度概要について改めて説明を行います。
- ・また制度の周知にあたって、支援機関向け、市民向けに作成したチラシを添付します。

制度概要

近年、地域や家族など共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、また制度の谷間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えております。

日本の社会保障制度は、歴史的にも高齢者、障害者など、専門分野単位で制度設計され一定の成果を見てきましたが、複雑化・複合化した課題への対応という点で課題を抱えております。こうした中、国は「地域共生社会の構築」を次の時代の目標に設定しております。

これまでも地域共生社会の実現に向け、それぞれの分野の相談窓口や支援団体が努力を続けてきておりましたが、これまでの社会保障制度を現場で支えてきた福祉専門職や支援者に与えられた時間や資源の範囲では対応が難しいケースも増えております。また「生きづらさ」を抱える住民を支える専門職や支援団体もまた、縦割りの制度や組織、支援の仕組みに、「支援しづらさ」を感じております。

こうした制度や組織に関する「支援しづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援していこうとするのが重層的支援体制整備事業となります。重層的支援体制整備事業は、新しい支援制度というよりは、既存の支援機関や専門職の負担を軽減しながら、地域の支援力を引き上げ、効果的に住民を支援していくための事業といえます。そして、支援の力を引き上げ、「人と人がつながる」地域づくりを進めていくことで、その先に地域共生社会の実現があります。

実施体制

本事業では新たな専門分野の相談窓口を設置することを想定しておらず、既存の相談支援体制(相談窓口)の継続が基本となります。ただし、本事業の多機関協働事業を通じ、重層的支援会議の設置、参加支援やアウトリーチの強化によって、既存の相談窓口のバックアップ機能が充実するため、各相談窓口の潜在的な対応力の向上が期待されます。

本市での重層的支援体制整備事業の実施には、既存の専門機関の事業を取り込み、また新しく体制構築が必要となった事業については、八王子市社会福祉協議会へ委託を行い事業を実施しております。

各専門機関の既存事業の人員体制等は変更せず、新しく体制構築が必要となった八王子市社会福祉協議会は、事業実施のための人員強化を行っております。

実施体制一覧

社会福祉法第 106 条の 4 に基づく事業分類		移行前	移行後
第 1 号	包括的相談支援事業		
	・各専門支援機関	既存の法に基づき実施	
	・社会福祉協議会	社協自主事業として実施	市の委託事業として実施
第 2 号	参加支援事業		
	・社会福祉協議会	-	新規事業として社協に委託し実施
第 3 号	地域づくり支援事業		
	・各専門支援機関	既存の法に基づき実施	
	・社会福祉協議会	社協自主事業として実施	市の委託事業として実施
第 4 号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		
	・社会福祉協議会	社協自主事業として実施	市の委託事業として実施
第 5 号	多機関協働事業		
	・社会福祉協議会	-	市の委託事業として実施
第 6 号	支援プランの作成（多機関協働事業と一体的に実施）		
	・社会福祉協議会	-	市の委託事業として実施

社会福祉協議会が行う「包括的相談支援事業」「地域づくり支援事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」については、地域福祉推進拠点における既存のCSWの業務として継続する。ただし事務量が増加することを踏まえ、人員の強化を図る。

「多機関協働事業」「参加支援事業」は新規の事業として、地域福祉推進拠点のCSW以外に専属となる職員を配置する。

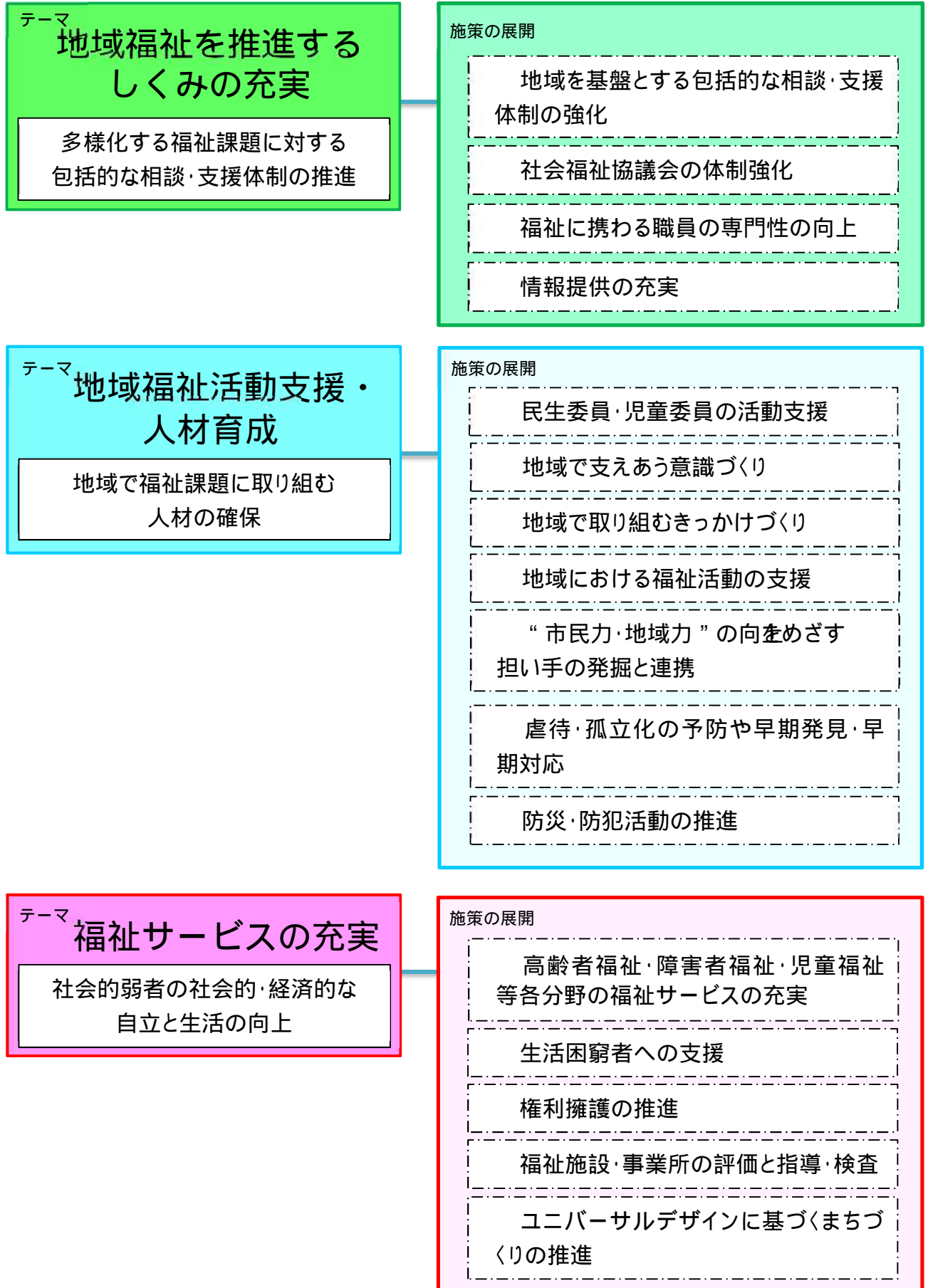
実績について

- ・事業実施から3か月経過した時点での国等への実績報告の内容は資料のとおりとなっております。現時点で目に見えて大きな変化は見受けられませんが、市内の社会福祉法人や支援組織などから事業協力の相談や制度説明の依頼などが寄せられ、制度の実施を契機として、地域の資源や専門機関との連携強化が図られつつあります。
- ・また支援会議の開催は、これまで制度上対応ができていなかった、本人同意が得られる前段において、複雑化・複合化した課題を抱える人へ支援を図るための必要な情報交換を行い、その後のアウトリーチにつなげ、当事者との信頼関係の構築を進めております。

ご意見・ご質問

上記報告内容について、ご意見やご質問等あればお願いします。

計画の体系



1 地域福祉を推進するしくみの充実

～多様化する福祉課題に対する包括的な相談・支援体制の推進～

現状と課題

- ◆ 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など、各分野における相談・支援体制だけでは対応が難しい課題が増えており、こうした課題に対応していく必要があります。
- ◆ 様々な支援制度がきめ細やかに提供されている反面、利用者にとって複雑で“分かりにくい制度”となっている場合があります。

必要な取組

- ◆ 住民と行政機関等が共に地域課題の解決をめざすしくみを構築します。
- ◆ 社会福祉協議会*と共に取り組み、社会福祉協議会の活動を支援します。
- ◆ 支援を必要としている人の状況に応じた情報提供と、情報バリアフリー*を推進します。
- ◆ 地域生活課題*などの把握に努めます。

施策の展開

- (1) 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化
- (2) 社会福祉協議会の体制強化
- (3) 福祉に携わる職員の専門性の向上
- (4) 情報提供の充実

このテーマにおける目標

近隣に高齢・病気などで困っている世帯があった場合に、民生委員・児童委員に相談する人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	7.1%	11.7%	14.8%
	調査結果	7.2%	

地域でおきる生活上の課題に対して、住民相互の協力関係が必要だと思う人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	73.6%	79.1%	82.2%
	調査結果	72%	

Plan(計画)

(1) 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化

多様化・複雑化する地域生活課題*に対応し、市民にとって身近な場所で気軽に相談することができるまちづくりを推進します。地域における住民主体の福祉活動や民生委員・児童委員*による相談・支援体制、内容に応じた専門的な相談・支援機関のネットワーク化を強化します。なお、地域と専門的な相談・支援機関との“コーディネート役”を社会福祉協議会*が担います。

Do(実行)

令和2年度(2020年度)の取組

包括的な相談・支援体制の構築

きめ細やかな支援や多様な課題に一体的に取り組むことができるよう、行政のみならず、地域を基盤とした包括的な相談・支援のしくみを構築します。

令和2年度(2020年度)実績

地域福祉推進拠点新規開設数:1か所(合計9か所)

‘包括的な地域福祉ネットワーク会議’の設置

専門的な相談・支援機関によって構成するネットワーク会議を設置します。情報共有や地域生活課題の把握・解決に向け、課題を包括的に受け止め、サービスを一体的に実施する方法などについて検討します。

令和2年度(2020年度)実績

包括的な地域福祉ネットワーク会議開催回数:2回

社会福祉審議会の運営

社会福祉審議会*は、本市の福祉に関わる課題について調査・審議する市長の附属機関で、福祉の総合的な発展について5つの専門分科会に分かれて審議を行っています。

各専門分科会の会長・副会長で構成する代表者会では、分野間の情報共有や共通課題について審議することで、本市の地域福祉を推進します。

令和2年度(2020年度)実績

社会福祉審議会開催数(代表者会、各専門分科会、部会含む):60回

Check(評価)

この施策における活動指標

「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の開催回数

対象者別の専門的な相談・支援機関の連携を強化するためのネットワーク会議開催回数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	(新規)	-	-	年間2回程度	-	年間2回程度
	実施結果	0回	1回	2回		

自己評価

令和2年度(2020年度)は、包括的な地域福祉ネットワーク会議を2回開催し、令和3年度(2021年度)からの重層的支援体制整備事業開始に向けて情報共有や意見交換等を行うことができた。また、会議要綱を改正し、引きこもり等の個別の課題について検討する必要がある場合に部会を設置できること及び会議参加者として令和2年(2020年)11月に開設した若者総合相談センターとその事業所管である子ども家庭部子どものしあわせ課を追加し、会議の機能強化を行うことができた。

Act(改善)

令和3年(2021年)4月からの重層的支援体制整備事業を開始により、個別の支援ケースについては、「重層的支援会議」や社会福祉法第106条の6に基づいて設置した「八王子市支援会議」において議論できるようになる。包括的な地域福祉ネットワーク会議においては、それらの事案等や重層的支援体制整備事業全般に関しての情報共有や意見交換等を行い、政策提案まで見据えた場として引き続き関連所管との連携強化を図っていく。

Plan(計画)

(2) 社会福祉協議会の体制強化

社会福祉協議会*は包括的な相談・支援体制において、“コーディネート役”として各機関との連携を図る役割を担います。市は地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携を図り、適正な人員体制や活動拠点の確保・整備など、その体制強化を実施します。

また、市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉推進計画「いきいきプラン八王子」は「車の両輪」の関係です。両計画の整合性を図り、一体的な取組を推進します。

Do(実行)

令和2年度(2020年度)の取組

社会福祉協議会への活動支援

社会福祉協議会は「地域で支えあうしくみづくり」を推進する役割を担っており、地域福祉を推進する中核的な存在です。この社会福祉協議会の体制を強化します。

令和2年度(2020年度)実績

運営費補助として職員20名分の人件費補助等を実施

社会福祉協議会職員の専門性向上への支援

社会福祉協議会職員の専門性向上にむけ研修等の参加を支援することで、社会福祉協議会の機能を強化します。

令和2年度(2020年度)実績

社会福祉士実習生向け研修(福祉事務所実施)への
社会福祉協議会職員の参加人数:3日間で延べ13名

地域福祉推進拠点の整備促進

地域住民による福祉活動を支援し、地域のなかで課題を“丸ごと”受け止め、専門的な相談・支援機関へコーディネートする地域福祉推進拠点*を市内全域に整備します。

令和2年度(2020年度)実績

地域福祉推進拠点新規開設数:1か所(合計9か所)

Check(評価)

この施策における活動指標

地域福祉推進拠点の整備数(社会福祉協議会)

包括的な相談の場である地域福祉推進拠点の整備数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	4か所	-	-	15か所	-	21か所
	実施結果	6か所	8か所	9か所		21か所

自己評価

地域福祉推進拠点恩方を令和2年(2020年)4月1日に新規開設し合計9か所とすることができた。令和2年度(2020年)時点の活動指標には足りていないが、社会福祉協議会の人材育成の状況や体制づくり、また、整備箇所を慎重に検討したためとなる。

Act(改善)

今後の整備については、地域のニーズや高齢者あんしん相談センター、子ども家庭支援センターとの併設等を考慮して場所の選定を行い、担い手となる社会福祉協議会職員の人材育成や適切な人員配置等も含めて総合的に検討を行っていく。

Plan(計画)

(3) 福祉に携わる職員の専門性の向上

市の職員や福祉施設従事者を対象に、認知症や障害者への理解など、福祉に対する総合的な知識や技術を深める支援を行うことで、専門性の向上を図るとともに、社会福祉主事など福祉系有資格者の育成を行い、福祉行政に対する市民の信頼感を高めます。また、福祉事務所として、社会福祉士をめざす実習生の受入を推進します。

Do(実行)

令和2年度(2020年度)の取組

総合的な福祉研修の実施

多様化する地域生活課題*に対応していくため、現場で相談・支援業務を行う市職員の専門性の向上をめざします。

令和2年度(2020年度)実績

社会福祉士実習生向け研修(福祉事務所実施)への
市職員の参加人数:3日間で延べ28名

社会福祉士実習指導者の育成

福祉事務所として社会福祉援助技術現場実習生(社会福祉士になるための現場実習)の受入を行っています。この受入体制の充実に向けて必要な実習指導者の確保・育成を行います。

令和2年度(2020年度)実績

実習指導者新規養成数:1名(実習指導者合計9名)

Check(評価)

この施策における活動指標

‘総合的な福祉研修’の延参加者数

福祉の各分野についての知識や理解を深め、現場で相談者が抱える課題を的確に把握できるよう、福祉制度に関する職員研修を実施します。この職員研修の延参加者数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	(新規)	-	-	延50人	-	延100人
	実施結果	延29人	延38人	延28人		

自己評価

令和2年度(2020年度)の社会福祉士実習生向けの研修への市職員の参加は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からやむを得ず規模を縮小したため、前年度より減少した。

Act(改善)

総合的な福祉研修は、福祉における職員の幅広い知識の取得やスキルの向上に有効であり、今後も多くの職員が受講することが望まれる。新型コロナウイルス感染症の対策を行いつつ、可能な限り多くの職員が受講できるように引き続き取り組んでいく。

Plan(計画)

(4) 情報提供の充実

福祉の各分野では、対象者別に制度などの情報をまとめた福祉のしおりや子育てガイドブックなどの冊子を作成しています。制度や法律、福祉サービス等の情報が、それを必要とする人に行き渡るよう、媒体や周知の方法を工夫した情報提供を引き続き行います。

一方、児童福祉分野ではメールマガジンやSNS*の活用が広がっており、他の福祉分野でもSNSの活用などを推進します。

Do(実行)

令和2年度(2020年度)の取組

地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等の情報提供の充実

児童福祉分野で実施しているSNSの活用など、地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等の各分野でも多様な手段によって必要な情報を発信していきます。

令和2年度(2020年度)実績

引き続き「介護なび・はちおうじ」「子育てガイドブック」などの発行を行い、また、「子育て支援メールマガジン」や市公式フェイスブック「すくすく*はちおうじ」により情報発信を行いました。

音訳・点訳資料等の提供

ボランティアが作成した音訳・点訳資料の貸し出しや、他自治体の音訳・点訳資料を借り受けて図書館を通じて貸し出すことで、視覚障害がある方の図書館の利用を促し、どこでも本に触れ、情報や知識を得る機会を提供します。

また、文字を拡大することなどが可能な電子書籍を導入していきます。

令和2年度(2020年度)実績

音訳資料作成件数:151点 点訳資料作成件数:12点

Check(評価)

この施策における活動指標

Facebook等SNSの活用 リアクションの数

地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等各分野情報を分かりやすく、かつタイムリーに発信するため、SNSを活用します。このSNSのリアクションの数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	(新規)	-	-	750件	-	1,000件
	実施結果	1,280件	1,306件	1,313件		

自己評価

八王子市公式フェイスブック「すくすく*はちおうじ」の“いいね!”数は1,313件にのぼり、SNSからの情報発信としての役割は十分に果たせている。
このほか、介護なび・はちおうじ、子育てガイドブック、福祉のしおり、健康福祉のガイドブック等も合わせて引き続き各分野の情報を分かりやすく発信していく。

Act(改善)

多様な市民に対して効果的に情報提供ができるように、SNSや広報誌等幅広い手段を用いて引き続き積極的な情報発信を行っていく。

2 地域福祉活動支援・人材育成

～地域で福祉課題に取り組む人材の確保～

現状と課題

- ◆ 支援を必要とする全ての人々に支援が行き届くようにするためには、行政の取組に加え、“市民力・地域力”の活用が欠かせません。
- ◆ 地域住民が主体的に課題を解決し、それを地域が支えていくような“地域づくり”が必要です。
- ◆ 地域住民一人ひとりが当事者意識を持つとともに、地域の福祉活動を支える人材の確保・育成が求められます。

必要な取組

- ◆ 地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員*が活動しやすい環境を整備します。
- ◆ 地域住民が地域での活動に参加する機会を充実させます。
- ◆ 地域住民が主体的に行う福祉活動を支援します。
- ◆ 地域住民の虐待・孤立化の防止に向けた取組を推進します。
- ◆ 地域における防災・防犯活動の取組を支援します。

施策の展開

- (1) 民生委員・児童委員の活動支援
- (2) 地域で支えあう意識づくり
- (3) 地域で取り組むきっかけづくり
- (4) 地域における福祉活動の支援
- (5) “市民力・地域力”の向上をめざす担い手の発掘と連携
- (6) 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応
- (7) 防災・防犯活動の推進

このテーマにおける目標

地域での活動に担い手として参加したことのある人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	50.2%	60.2%	66.9%
	調査結果	46.2%	

福祉に関する地域活動に参加している人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	12.3%	13.9%	15.1%
	調査結果	13.2%	

Plan(計画)

(1) 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員*は、地域住民の声を最初に受け止め、専門的な相談・支援機関につなげるとともに社会福祉協議会*と地域とをつなげる重要な役割を担います。

一方で、それぞれの民生委員・児童委員の負担増とならないよう行政から助言・指導を行うとともに、民生委員・児童委員が地域の人々により認知されるよう活動の支援を行います。

Do(実行)

令和 2 年度 (2020 年度) の取組

民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員は、地域住民に関する調査や相談・助言、行政機関と協力した地域住民への支援などを行います。こうした活動が充実するよう、民生委員・児童委員の活動をPRし、地域に知ってもらうことで、より活動しやすい環境を整備します。また、平成 29 年度に実施した民生委員・児童委員に対する実態調査を継続し、活動支援に役立てます。

令和 2 年度 (2020 年度) 実績

広報はちおうじやホームページで民生委員活動の PR を実施

民生委員・児童委員の専門性向上にむけた支援

福祉サービスや相談・支援業務についての研修や意見交換を行い、民生委員・児童委員の専門性の向上を支援します。

令和 2 年度 (2020 年度) 実績

委託研修:参加総数 80 人 開催総数 4 回

八王子市民生委員・児童委員全体研修:参加人数 443 人 開催回数 1 回

Check(評価)

この施策における活動指標

民生委員・児童委員とその活動についての情報を、広報紙・ホームページへ掲載した回数

広報紙、ホームページなどを活用し民生委員・児童委員のPRをすすめ、認知度が高まることで住民理解・協力を推進します。こうした情報の広報紙・ホームページへの掲載回数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	3回	-	-	4回	-	5回
	実施結果	3回	4回	2回		

自己評価

令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響で当初予定していた事業がなくなったことから、広報紙・ホームページへの掲載回数は2回のみとなり、民生委員に対する研修等も手法を変えて実施をすることとなった。

Act(改善)

民生委員・児童委員の活動内容を多くの市民に知ってもらうことは、民生委員・児童委員のなり手獲得や活動にもつながるものとする。今後も広報紙やホームページでPRを行うとともに、コミュニティバスへのポスター掲示等を行うことでより広く活動の周知を行うなど民生委員がより活動しやすい環境を整備していく。

Plan(計画)

(2) 地域で支えあう意識づくり

福祉や消費生活といった地域で暮らすために欠かせない内容を知る機会を充実させ、市民の興味・関心を育てます。

また、福祉について学ぶ機会を増やすことで、お互いを理解し尊重しあう心を育む取組を支援し、意識のバリアフリー*化を推進します。

Do(実行)

令和2年度(2020年度)の取組

学校等への車いす等体験学習(社会福祉協議会)

児童・生徒を中心に、福祉講話・車いす体験・高齢者疑似体験・点字体験・アイマスク体験を実施します。

令和2年度(2020年度)実績

実施件数 46件 延参加者数 2,548人

夏休み体験ボランティア活動の実施(社会福祉協議会)

中学生から青年を対象に、高齢者施設・障害者(児)施設・保育園等の協力のもと、施設内でのボランティア体験活動を行います。

令和2年度(2020年度)実績

新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず。

はちおうじ出前講座の実施

学習会などに、市や官公署・企業等の職員が講師として伺い、担当する事業などについて講義や説明をすることで、市民の活動に対する関心を高めます。

令和2年度(2020年度)実績

保健・福祉分野:4件

子育て分野 :6件

消費生活分野 :2件

Check(評価)

この施策における活動指標

学校等における車いす等体験学習の実施回数(社会福祉協議会)

車いす体験などの体験学習を通じて福祉に関する意識を高めます。この体験学習の実施回数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	117件 (延13,714人)	-	-	130件 (延15,000人)	-	140件 (延16,500人)
	実施結果	156件 (延10,230人)	162件 (延12,658人)	46件 (延2,548人)		

自己評価

学校等における車いす等体験学習は、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校側のニーズの減少や実施方法の変更があったため実施回数は大幅に減少しているがやむを得ないものとする。

Act(改善)

コロナ禍において、車いす体験は車いすと作成したDVDを学校側に貸し出して実施をする等の工夫をしているが、高齢者疑似体験やアイマスク体験は衛生面の観点から休止をしている状況である。体験学習の実施回数はコロナ禍における学校側のニーズによるところではあるが、引き続き、工夫して実施できる部分については取り組んでいく。

Plan(計画)

(3) 地域で取り組むきっかけづくり

地域福祉活動に参加するきっかけとして、交流の“場”や福祉活動を学ぶ機会などを設け、地域福祉活動に参加するための支援をします。

また、こうした場や機会についての情報発信を行います。

Do(実行)

令和2年度(2020年度)の取組

住民が地域活動に参加するための支援

地域福祉推進拠点*(社会福祉協議会*)では、地域住民が主体的に運営に関わっています。趣味の講座などをボランティアが企画・運営することを支援し、地域活動に参加するきっかけづくりを推進します。

令和2年度(2020年度)実績

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため趣味の講座などは中止。

はちおうじ志民塾の開催

概ね50歳以上のシニア世代を対象に、地域での様々な市民活動における中心的な役割を担う人材を養成しているはちおうじ志民塾を実施します。

令和2年度(2020年度)実績

卒業生:12名

お父さんお帰りなさいパーティーの開催支援

地域での市民活動への参加のきっかけづくりの場として行うイベントお父さんお帰りなさいパーティーに対する支援を行います。

令和2年度(2020年度)実績

参加人数:66名(オンライン開催)

Check(評価)

この施策における活動指標

地域福祉推進拠点における地域住民主体の事業実施回数(社会福祉協議会)

地域福祉推進拠点において、地域の人が集まる機会を提供し福祉活動へ参加するきっかけづくりを推進します。この地域住民主体の事業実施回数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	29回 (延395人)	-	-	35回 (延450人)	-	40回 (延500人)
実施結果		52回 (延846人)	44回 (延771人)	0回 (延0人)		

自己評価

新型コロナウイルス感染症の影響により趣味の講座は中止となったが、地域福祉推進拠点と連携した自主活動については感染対策を行いながら定期的を実施することができた。
なお、令和2年度(2020年度)までは、地域福祉推進拠点石川において実施をしている趣味の講座についてのみカウントしているが、令和3年度(2021年度)以降は、地域福祉推進拠点において行われている地域福祉推進拠点と連携した自主活動についても活動指標として適切か検討する。

Act(改善)

新型コロナウイルス感染症の影響によりこれまで通りの実施が難しい事業もあるが、今後は対面の場合は感染症対策を徹底して行うことやオンライン開催等の手法も取り入れながら取り組んでいく。

Plan(計画)

(4) 地域における福祉活動の支援

地域における課題の解決に向けた取組を進めている個人や、町会・自治会、NPO*等の団体の福祉活動を支援します。

Do(実行)

令和2年度(2020年度)の取組

ういずサービス(有償家事援助サービス)の推進(社会福祉協議会)

高齢者や障害者・ひとり親家庭や産前産後・病気やけが等で日常生活を送るうえで家事援助が必要な方(利用会員)に対し、登録した協力会員がホームヘルプサービスなどを実施するういずサービスの取組を推進します。

令和2年度(2020年度)実績

事業の説明と協力会員募集のための説明会開催数:8回

協力会員研修会・学習会開催数:3回 利用会員:223名 協力会員:186名

高齢者ボランティア・ポイント制度の推進

介護予防効果を高めるとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、あらかじめ登録された65歳以上の高齢者が介護支援ボランティア活動を行った際にポイントを付与し、このポイントに応じた交付金等を支給する高齢者ボランティア・ポイント制度を推進します。

令和2年度(2020年度)実績

高齢者ボランティア登録者数:2,616人

高齢者ボランティア受入指定施設等:370機関

ファミリー・サポート・センターの活用

子育ての手助けが欲しい方(依頼会員)と手助けができる方(提供会員)による、地域での育児の相互援助活動を仲介するファミリー・サポート・センター事業を推進します。

令和2年度(2020年度)実績

年間活動数:1,251回

日本赤十字社(日赤)活動への支援

八王子市赤十字奉仕団は、防災訓練・水防訓練やイベントの際の炊き出しや救護法普及活動等を行っています。奉仕団による非常災害時の被災者の援護、健康増進、疾病予防などの社会奉仕活動を今後も支援します。また、災害義援金の募集や血液センターと協力した献血の呼びかけ、広報紙などを活用した奉仕団員増員を図ります。

令和2年度(2020年度)末時点

奉仕団分団数:12分団 奉仕団員数:210人

町会・自治会による福祉活動への支援

町会・自治会は民生委員・児童委員*とも関わりが深く、両者が協働して地域福祉を推進していくことが望まれます。今後、見守り活動など福祉活動を行う町会・自治会の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員とのさらなる連携を推進します。

令和2年度(2020年度)実績

町会・自治会と民生委員・児童委員で意見交換や情報交換を行っている情報連絡会を新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催することができませんでした。

Check(評価)

この施策における活動指標

ういずサービスの協力会員数(社会福祉協議会)

住民相互の福祉活動であるういずサービスの協力会員の増員を図り、地域住民の活動支援につなげます。この協力会員数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	207人	-	-	215人	-	230人
	実施結果	199人	199人	186人		

自己評価

ういずサービスの協力会員数は依然として策定時の人数を下回る数字となっている。引き続き、協力会員数の増加に向けて、説明会や広報を通じて積極的に周知活動を行う必要がある。

Act(改善)

「ういずサービス」の協力会員数を増やすためには、引き続き市民に対して積極的な周知を行う必要がある。

Plan(計画)

(5) ‘市民力・地域力’の向上をめざす担い手の発掘と連携

‘市民力・地域力’の向上のためには住民参加が大きなカギとなります。

今後、住民参加の促進のため、ボランティアセンター*を中心に、活動の内容や目的ごとに地域福祉活動を行っている個人や団体間での情報交換等を行うネットワークを充実します。

また、21の大学、短期大学、高等専門学校が立地している全国でも有数の学園都市の強みを活かし、学生によるボランティア活動を推進します。

Do(実行)

令和2年度(2020年度)の取組

ボランティアセンター(社会福祉協議会)の運営支援

ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしてみたい人、ボランティアの支援を求める人からの相談を受け、活動先や活動者の紹介など様々な支援を行っています。

また、本市が被災した場合には災害ボランティアセンター*として、市と共に復興をめざす取組を進めます。このボランティアセンターの運営を支援します。

令和2年度(2020年度)実績

ボランティア活動育成のための各種事業に対する補助を引き続き実施

ボランティア登録者(年度末時点):個人 286名、団体 117団体、2,276名

高齢者活動コーディネートセンターの運営

特技を持った高齢者を、それを必要とする方に紹介し、つなげるとともに、双方の相談を受け付け、高齢者の生きがいづくりとなる様々な活動を実施する高齢者活動コーディネートセンターを運営します。

令和2年度(2020年度)実績

コーディネーター数:186名

講師登録者数:562名

コーディネート成立件数:65件

子育て応援団Beeネットの活用

子育て中の家庭を地域で見守り、支援するため、子育てに関わるボランティアを育成している子育て応援団Beeネットのさらなる活用を図ります。

令和2年度(2020年度)実績

登録者数:597名

市民活動支援センターの運営

まちづくり、環境、教育、福祉、国際交流、文化、スポーツなど、あらゆる分野の公益的な市民活動を行っている団体に対し、会議室の貸出や講座の実施、相談の受付等、市民活動支援センターによる支援を行います。

令和2年度(2020年度)実績

会議室貸出件数:544回 講座等開催回数:12回

学生によるボランティア活動の推進

学生のボランティア活動を推進し、地域社会の活性化を図るとともに、学生の八王子への愛着や理解を深めるための取組を行います。また、大学コンソーシアムの機能を活かし、加盟団体等と連携しながら学生が地域社会に参加する機会を高めていきます。

令和2年度(2020年度)実績

新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

Check(評価)

この施策における活動指標

小地域福祉活動を行う団体数(社会福祉協議会)

地域の課題に取り組む小地域福祉活動団体の立ち上げを支援し、運営をサポートします。この小地域福祉活動を行う団体数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	18団体	-	-	28団体	-	37団体
	実施結果	27団体	32団体	40団体		

自己評価

小地域福祉活動を行う団体数は、市全域で40団体となり、順調に数を増やすことができています。

Act(改善)

市民力・地域力の向上のため住民参加を促進する各取り組みを行っていく。

Plan(計画)

(6) 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応

誰もが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、身近な相談や生活に必要なサービスを充実させます。そのためには、地域における住民が集まる機会の増加を促すとともに、事業者に見守り活動へ協力いただくなど、普段から顔の見える関係づくりを推進します。

Do(実行)

令和2年度(2020年度)の取組

見守り協定の活用

通常業務中に気づいた“異変”を、市の見守り専用電話に連絡し情報提供する見守り協定事業者と連携し、虐待等の早期発見に努めます。

令和2年度(2020年度)実績
新規協定締結:2件

地域交流サロン活動への支援

身近な地域で、誰もが気軽に参加できる交流の場を提供するふれあい・いきいきサロンや子育てサロンなどの活動が活発になるように支援します。

令和2年度(2020年度)支援実績
高齢者サロン:188団体
子育てサロン:9団体

シニアクラブへの支援

おおむね60歳以上の方で構成される、地域貢献活動、健康づくり・介護予防活動、生きがいを高める活動などを行うシニアクラブへの支援を行います。

令和2年度(2020年度)助成実績
活動団体数:188団体

Check(評価)

この施策における活動指標

見守り協定の締結数

虐待・孤立化の予防や早期発見に向け、事業者等との見守り協定の締結を推進します。この事業者等との見守り協定の締結件数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	新規5件 (計27件)	-	-	新規5件 (計32件)	-	新規5件 (計37件)
実施結果		新規6件 (計34件)	新規2件 (計36件)	新規2件 (計38件)		

自己評価

令和2年度(2020年度)は新規に2件の事業者と見守り協定の締結を行なった結果、合計締結数は38件となり、令和4年度(2022年度)時点の目標である37件を既に上回ることができている。

Act(改善)

見守り協定については、事業者への周知の結果、締結件数が着実に増加している状況である。引き続き、事業者等との協定締結を推進し、地域の高齢者等をゆるやかに見守っていくことで、地域社会からの孤立を防止し、安心して生活できる地域づくりを目指していく。

Plan(計画)

(7) 防災・防犯活動の推進

災害などの緊急時の支援を円滑に行うためには普段からの顔の見える関係づくりが大切です。また、こうした取組は防災だけでなく、防犯の効果もあり、一体的に行うことが有効です。

そのため、普段からの関係づくりを充実させるとともに、防災・防犯に対する知識の取得や災害時の対応方法まで含めた実践的な防災・防犯活動を推進します。

Do(実行)

令和2年度(2020年度)の取組

地域における災害時支援体制の充実

災害時に避難行動要支援者を支援する地域支援組織の結成を促すため、町会・自治会等からの相談受付やマニュアルを提供するなどの普及・啓発を行います。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、市民部事務所、市役所本庁舎及び市立小学校等に配備することで、災害時の避難行動要支援者*の確認に活用します。

令和2年度(2020年度)実績

相談受付:2件

新規結成団体:0件

在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成

避難行動要支援者の中でも、とりわけ緊急性・特殊性の高い在宅の人工呼吸器使用者への被害を最小限にとどめるため、一人ひとりの状態に合わせた災害時の支援計画を作成します。この計画を関係機関と共有し、災害時の支援体制を強化します。

令和2年度(2020年度)実績

災害時個別支援計画策定件数:46件

災害ボランティアリーダーの養成(社会福祉協議会)

本市が被災したとき、各地から支援に訪れる災害ボランティアを取りまとめ、被災者の支援ニーズをコーディネートするのが災害ボランティアリーダーです。リーダー養成を進め、地域で助けあうしくみを充実させ、地域の防災力を高めます。

また、市の総合防災訓練では災害ボランティアセンター*立上げ訓練等を社会福祉協議会*と市が合同で行うことで、災害時の円滑な対応を整えます。

令和2年度(2020年度)実績

新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

自主防災組織への支援

共助体制の強化を図り、地域防災力向上をめざすため、主に町会・自治会、マンションの管理組合が母体となる、自主防災組織の新規結成促進を図るとともに、結成団体に対して活動用資器材を交付し、活動の活性化を支援します。

令和2年度(2020年度)実績

新規結成団体数:2団体 総数:455団体

地域防犯リーダー養成講習会の実施

地域での自主防犯活動をけん引する地域防犯リーダーを養成するための講習会を実施し、地域における防犯活動を推進します。

令和2年度(2020年度)実績

新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず。

Check(評価)

この施策における活動指標

地域支援組織についての説明会の実施回数

町会・自治会等への説明機会を増やすことで、避難行動要支援者*に対する支援をすすめる地域支援組織の結成促進を図ります。この町会・自治会等への説明会の実施回数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	1回	-	-	3回	-	5回
	実施結果	3回	1回	2回		

自己評価

新型コロナウイルス感染症が流行する状況下ではあるが、地域支援組織の結成に向けて、窓口等での相談が2件、出向いての説明会を2回行うことができた。

Act(改善)

地域支援組織を増やすためには、町会・自治会における自主防災組織への働きかけが有効である。今後も町会・自治会への積極的な情報発信の中で活動への理解を得て、組織の結成を促進していく。

1 福祉サービスの充実

～社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上～

現状と課題

- ◆ 地域生活課題*は多様化・複雑化しており、地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野において連携した取組が求められます。
- ◆ 生活困窮者自立支援法や成年後見制度利用促進法など、社会的弱者へ支援を行う法律ができ、これまでの取組に加え、より専門的な取組が求められます。
- ◆ 地域福祉に対するニーズの的確な把握や社会資源の活用、地域住民の理解促進などが必要です。

必要な取組

- ◆ 地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野における福祉サービスを充実し、連携して支援を行います。本計画では、生活困窮者*への支援の充実を中心に取り組みます。
- ◆ 権利擁護の推進・成年後見制度*の利用を促進します。
- ◆ 利用者の視点に立った福祉施設や事業所の評価・指導・検査を行います。
- ◆ ユニバーサルデザイン*に基づき、ハード整備と普及・啓発を行います。

施策の展開

- (1) 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野の福祉サービスの充実
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 福祉施設・事業所の評価と指導・検査
- (5) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

このテーマにおける目標

生活困窮者に対する相談窓口が市役所にあることを知っている人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	54.7%	80.7%	98.1%
	調査結果	57.1%	

「成年後見制度」という制度や言葉を知っている人の割合

年 度	H28 調査時	R2 年度 (2020)	R4 年度 (2022)
内 容	52.4%	63.6%	71.2%
	調査結果	50.9%	

Plan(計画)

(1) 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野の福祉サービスの充実

地域生活課題*が多様化しており、課題を抱える地域住民が地域で安心して暮らすことができ、支援を必要としている人が必要な支援を適切に利用できるよう、各分野の福祉サービスを充実します。

高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等それぞれの取組は、対象者別計画で推進します。本計画とこれらの計画の連携を密にし、福祉サービスの充実を図ります。

Do(実行)

令和2年度(2020年度)の取組

高齢者や介護関係者への支援 対象者別計画：高齢者計画・介護保険事業計画

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、高齢者の自立支援・重度化防止、医療・介護の連携推進、地域包括ケアシステムの強化や介護人材の確保・定着・育成を推進します。

障害者と家庭への支援 対象者別計画：障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者とその家族が、地域で充実した自立生活を送れるよう、障害を理由とする差別禁止の取組や障害児などへの支援の充実、就労支援や、障害児を含めた切れ目のない支援を実施します。

子どもと家庭への支援 対象者別計画：子ども育成計画

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等の実施、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、子どもの貧困対策を推進します。

生活にお困りの方への支援

対象者別計画：地域福祉計画（本計画）

様々な課題を持つ生活困窮者*に対し、地域において自立した生活を実現できるよう支援します。(69 ページ)

Check(評価)

この施策における活動指標

この項目は、活動指標は設定しません。

自己評価

各対象者別計画に基づき着実に事業実施を行っていきます。

Act(改善)

各対象別計画に基づき着実に事業を進める必要がある。

Plan(計画)

(2) 生活困窮者への支援

様々な課題を持つ生活困窮者*に対し、地域において自立した生活を送ることができるよう支援します。

Do(実行)

令和2年度(2020年度)の取組

(ア) 生活困窮者自立支援法に基づく支援

生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である就労準備支援事業、学習支援事業、家計相談支援事業を一体的に実施します。

自立相談支援事業

就労やその他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等の実施

令和2年度(2020年度)実績

新規相談件数:2,235件

プラン作成件数:459件

住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った又はそのおそれがある方に対し、就職に向けた活動をすることなどを条件として、有期で家賃相当額を支給

令和2年度(2020年度)実績

相談人数:1,656人 支給人数:1,518人

就労準備支援事業

生活習慣やコミュニケーション能力の形成など、一般就労に必要な基礎的能力を習得するための訓練を有期で実施

令和2年度(2020年度)実績

支援対象者:36件

学習支援事業

生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への相談支援の実施

令和2年度(2019年度)実績

参加者数:278名 会場数:16か所

家計相談支援事業

家計に課題を抱える方への家計管理能力を高め、家計再建に向けたきめ細やかな相談・支援を実施

令和2年度(2020年度)実績
プラン作成数:34件

就労訓練事業(いわゆる中間的就労)の認定

直ちに一般就労が困難な人に対する支援付きの就労の場を提供する事業者の認定

令和2年度(2020年度)実績
認定件数:0件

(イ) 関係機関・他制度、多様な主体による支援

八王子市生活困窮者自立支援ネットワーク会議で多様な主体による支援の方法を検討することをはじめとして、庁内関係所管や教育委員会、ハローワーク、社会福祉協議会*、民生委員・児童委員*等が連携し、対象者の早期発見や包括的な支援を行っていきます。

生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会)

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談・支援を行います。

令和元年度(2019年度)新規実績
福祉資金:2件
教育支援資金:91件(教育支援費:55件 就学支度費:36件)

生活保護制度の適正実施

生活保護受給世帯の的確な実態把握に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を推進します。

生活保護受給世帯の自立に向けて、相談・指導体制の充実を図ります。
生活保護制度の趣旨に基づき、適正な運用を実施いたしました。

生活保護受給者等就労自立促進事業

市の就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターがチームを組んで、生活保護受給者や児童扶養手当受給者、生活困窮者*などの就職を支援します。

市役所に設置されたハローワークの常設窓口(八王子就労サポート)と連携し、支援対象者の就労による自立を促進します。

令和2年度(2020年度)実績
新規対象者:297名 就労決定者:193名

若者自立就労支援

働くことについて様々な悩みを抱えている15歳～39歳くらいまでの若者が就労するよう、協力事業者の事業所における職場体験など様々な支援を行います。

令和元年度(2019年度)実績
協力事業者 69社

若年無業者就労促進事業(八王子若者サポートステーション(サポステ))

サポステの登録者や当支援を受けることが適当であると判断された人を対象として、社会的体験や就労体験などの実体験が不足しているために、就労の意思はあるものの、なかなか就労に結びつかない若者に対し、就労の経験を積むことができる支援付きの就労の機会を提供する就労訓練(いわゆる「中間的就労」)を行うことにより、社会的自立・就労に結び付けます。

令和2年度(2020年度)実績
進路決定者:37名

(ウ)生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者自立支援法は、様々な課題を抱える生活困窮者*に対して支援をするだけでなく、地域を見つめ直して、誰もが支えあい、生きづらさを少しでも軽減して生活を営める、そうした地域をつくっていこうという考えのもとにできたものです。

この理念を達成していくためには、既存の地域の社会資源との連携、新たな社会資源の創出、地域住民の理解を促進するための機会づくりなど、市と地域が一体となった地域づくりが必要となります。

地域での生活困窮者自立支援制度の認知度を高め、連携を促進するため、一層の周知を図っていきます。

社会福祉法人との連携

社会福祉法人*が有する機能(福祉専門職員や福祉施設の活用など)を活かし、中間的就労等の実施、無料学習支援教室の会場提供など、生活困窮者のための連携を推進します。

令和2年度(2020年度)は、コロナ禍で受入体制の整備が困難な中、2法人が中間的就労を実施し、それぞれの施設が持つ「強み」を活用する中で大きな成果がありました。また、支援方法を確立するための協議を行いました。無料学習支援教室については、2か所で会場提供をしていただき、生活困窮者支援のための連携を推進することができました。

地域福祉推進拠点との連携

社会福祉協議会*が整備を進める地域福祉推進拠点*との連携を進め、生活困窮者の早期発見、包括的支援を行える体制づくりを推進します。

令和 2 年度 (2020 年度) は、地域福祉推進拠点との連携を進め、地域福祉推進拠点、自立相談支援機関それぞれにおける相談の相互支援を行いました。

NPO法人など地域で活動している団体との連携

フードバンク団体、子ども(誰でも)食堂、無料学習塾など、地域で活動する様々な団体と連携し、生活困窮者の早期発見、包括的支援を行える地域づくりを推進します。

令和 2 年度 (2020 年度) は、これまでの連携先に加え、就労準備支援事業の活動先として、商店会などとの支援協力の協議を進めました。

Check(評価)

この施策における活動指標

自立支援相談の新規相談件数

制度周知及び関係機関との連携強化により、支援を必要とする人を早期に発見し、相談・支援を行います。この自立支援相談の新規件数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	1,140件	-	-	1,300件	-	1,500件
	実施結果	1,525件	1,722件	2,235件		

就労決定者数(生活保護受給者含む)

ハローワーク等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行い、自立につなげます。この支援を通じた就労決定者数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	468人	-	-	580人	-	680人
	実施結果	435人	372件	290件		

無料学習教室の参加者数

無料学習教室では、子どもたちの未来の自立に向け、学習機会の場を提供します。この無料学習教室の参加者数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	110人	-	-	130人	-	160人
	実施結果	162人	276人	278人		

自己評価

生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援相談の新規件数は、新型コロナウイルスの影響もあり大幅に増加しています。制度の周知及び関係機関との連携強化が進み、早期発見につながっており、引き続き関係機関との連携強化に努めます。また、就労決定者数については、減少となっておりますが、これは新型コロナウイルスの影響により就労になかなか結び付かない方の増加が要因となっています。引き続き、自立につながる就労支援を進めます。

無料学習教室の参加者は昨年度並みとなっています。引き続き子どもたちの自立の一助となるよう関係機関と連携しつつ、子ども健全育成支援員によるきめ細かなフォローを継続していきます。

Act(改善)

生活困窮者自立支援法に基づく支援として実施している各事業について、相談支援体制を強化できるよう課内の情報共有を密にするとともに、引き続き生活困窮者の早期発見・早期支援につながるよう、市民団体や関係機関との連携をより一層強化していきます。

Plan(計画)

(3) 権利擁護の推進

判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度*や地域福祉権利擁護事業の周知を図り、利用しやすい環境を整備します。

Do(実行)

令和2年度(2020年度)の取組

成年後見・あんしんサポートセンター八王子の体制強化

福祉サービスの利用に際しての苦情対応や判断能力が十分でない方の権利擁護、成年後見制度の利用等について相談受付や支援、普及啓発、市民後見人の養成及び活用の推進、法人後見監督の充実に向け、体制を強化します。

判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見・あんしんサポートセンター八王子の運営を社会福祉協議会に委託し、適切に業務を遂行し、体制の強化に努めました。

成年後見制度の利用支援

判断能力が十分でない方で、後見等の申立をする親族がない場合などに、後見人等を選任する審判を市長が家裁に申し立てることで、対象となる方の財産管理や身上監護などを行います。

また、成年後見制度の利用が必要であるのに、経済的な問題等で利用することが困難な方を支援するため、申立に係る費用及び後見人等報酬について助成を行います。

令和2年度(2020年度)実績

市長申立実績:50件

申立助成件数:21件 報酬費用助成件数:66件

Check(評価)

この施策における活動指標

市民後見人候補者の登録者数

成年後見制度*の利用促進に向けて、市民後見人*候補者の養成を行うことで、成年後見人等の担い手を確保し、権利擁護の推進につなげます。この市民後見人候補者の登録者数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	33人	-	-	63人	-	93人
	実施結果	36人	39人	35人		

成年後見制度に関する講座・学習会の開催回数

成年後見制度についての講座等を実施することで、本制度の周知や理解を深めてもらう機会を提供します。この講座・学習会の開催回数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	9回 (延234人)	-	-	11回 (延250人)	-	13回 (延270人)
	実施結果	9回 (延250人)	10回 (延194人)	5回 (延38人)		

自己評価

令和2年度(2020年度)は、7名が市民後見人養成基礎講習会を修了した。市民後見人の養成は1年目に基礎講習、2年目に専門講習と2年間かけて行うことや年齢等により引退する市民後見人もいることから大幅な増加は見込めていない状況である。また、成年後見制度の普及啓発では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、講演会1回、学習会を4回開催で延べ38人の参加にとどまった。

Act(改善)

新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえながら、市民後見人の候補者の登録者増のために、市民後見人養成講習の開催を引き続き進めていく。また、令和2年度(2020年度)より開始した社会福祉協議会の法人後見から市民後見への移行も視野に入れ、養成した市民後見人候補者がスムーズに受任できるよう配慮していく。

Plan(計画)

(4) 福祉施設・事業所の評価と指導・検査

福祉・保健医療に関わる事業所による良質で適切な福祉サービス提供をめざし、第三者による評価受審への支援や、認可事務及び指導・検査事務を適切に行い、市民が安心してサービスを利用できる環境を整えます。

Do(実行)

令和2年度(2020年度)の取組

社会福祉法人認可事務及び指導・検査事務の実施

社会福祉法人*の設立、定款変更等の認可等及び福祉サービス事業者への指導・検査を行います。

令和2年度(2020年度)実地検査

老人福祉施設(養護・有料老人ホーム)0施設

介護サービス事業所等 13事業所

障害サービス事業所等 27事業所

児童福祉施設等 30施設

東京都福祉サービス第三者評価受審費補助

福祉サービス第三者評価は、利用者でも事業者でもない第三者の評価機関がサービスの内容・組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表するしくみのことです。高齢や障害、子育て等各分野の対象施設等に対し、この受審促進のため、受審費の一部補助を行います。

令和2年度(2020年度)

高齢者福祉施設:14件

障害者福祉施設:36件

児童福祉施設:6件

施設従事者向け虐待防止研修の実施

高齢者及び障害者の施設従事者に対し、入所者への虐待を防止するための研修を実施します。

令和2年度(2020年度)実績

実施回数:2回、参加者数:1495名

Check(評価)

この施策における活動指標

この項目は活動指標を設定しません。

自己評価

福祉・保健医療に関わる事業所による良質で適切な福祉サービス提供をめざし、第三者による評価受審への支援や、認可事務及び指導・検査事務を適切に行い、市民が安心してサービスを利用できる環境を整えました。

Act(改善)

引き続き市民が安心してサービスを利用できる環境を整える必要がある。

Plan(計画)

(5) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

ユニバーサルデザイン*に基づく、誰もが利用しやすいまちづくりの整備を進め、市民の理解を深めていきます。

Do(実行)

令和2年度(2020年度)の取組

思いやり駐車スペース設置への補助

障害者・妊産婦・高齢者・一時的にケガをしている方など、歩行や移動の困難な方が優先的に使える、駐車場利用者の「思いやり」に根ざした駐車スペースです。

市の施設への設置が進んでいるため、民間施設への設置を促進するための一部費用の補助を行います。

令和2年度(2020年度)実績

新規補助対象:0件

赤ちゃん・ふらっと設置促進

乳幼児と一緒に安心して外出を楽しめるように設置された、授乳やおむつ替えができるスペースです。

事業者や子育て支援施設と連携しながら、必要な地域への赤ちゃん・ふらっとの設置を促進します。

令和2年度(2020年度)実績

新規設置:3件(市内設置件数132件)

交通空白地域交通事業への運営費補助

交通空白地域(鉄道駅700m、バス停300m以遠)で地域が行う、地域交通事業運営費の補助を行います。

令和2年度(2020年度)実績

小津町地域バス、旭ヶ丘団地乗合タクシーに補助を実施

東京都福祉のまちづくり条例*に基づく審査・指導の実施

高齢者、障害者などだれもが円滑に利用できるやさしいまちづくりを推進するため、だれでもトイレの整備など東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出に対し指導、助言をします。

令和2年度(2020年度)実績

届出総数:19件

Check(評価)

この施策における活動指標

思いやり駐車スペースの民間設置数

思いやり駐車スペースの民間施設への整備を推進することで、配慮が必要な人へのより多くの市民の理解が広がり、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの意識を高めます。この思いやり駐車スペースの民間施設への設置数を活動指標とします。

年度	策定時	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
内容	0台	-	-	3台	-	6台
	実施結果	0台	0台	0台		

自己評価

思いやり駐車スペースについては、設置が東京都福祉のまちづくり条例上の遵守基準ではないこと、設置をすることで駐車場全体のスペース活用が難しくなること等の理由により民間施設への設置には至っていません。

Act(改善)

令和3年度(2021年度)より設置費の一部補助を廃止。今後は、東京都福祉のまちづくり条例の協議時に施設整備者に思いやり駐車スペース設置のお願いをするとともに公共施設での設置促進を進めていく。

第 3 期八王子市地域福祉計画 計画期間中間年における意識調査の結果について

1 . 調査の概要

調査の対象

市内に居住する 18 歳以上の男女 3,000 名を無作為抽出

調査期間

令和 2 年 12 月 1 日から令和 2 年 12 月 18 日

調査方法

郵送による配布・回収

回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
令和 2 年度（今回）	3,000 通	1,202 通	40.1%
平成 28 年度（前回）	3,000 通	1,266 通	42.2%

2 . 調査結果の概要

自治会等への加入状況

（問 10）地域の認識について、「町会・自治会」の割合が 39.9%となり、前回調査時より 4.2%減少している。

（問 11）地域の組織への加入状況について、「町会・自治会」の割合が 6.2%減少して 53.2%となっており、「いずれにも加入していない」の割合が 5.3%増加し 28.6%になっている。

地域への取組

（問 17）地域でおきる生活上の問題に対して、住民相互の協力関係が必要だと思う割合は 1.6%減少し 72%となっている。

（問 21）地域での活動に担い手として参加したことがある人の割合は 4%減少して 46.2%となっている。また（問 21-2）参加したことがある人のうち、福祉に関する活動の割合は 0.9%増加し 13.2%となっている。一方で、（問 21-3）参加したことがない人のうち、「活動の内容や参加の方法がわからないから」の割合が 2%増加し 21.6%となっている。

福祉に関する用語やサービスの認知度

（問 27）「民生委員・児童委員」の割合が 5.5%減少し 74.3%となっている。また、「成年後見制度」の割合も 1.5%減少し 50.9%となった。一方「地域福祉推進拠点」の割合は 0.4%増加し 6.9%となっている。

（問 28）福祉サービスや制度の仕組みのわかりやすさについて、「ややわかりにくい」「かなりわかりにくい」の割合の合計は 20.5%減少し 48.7%となっている。

（問 31）地域や福祉の情報を得る手段について、「市のホームページ」「Twitter、Facebook、LINE など」「市などのメールマガジン」の割合がそれぞれ増加し、31.3%、11.4%、5.9%となっている。

3．今後の課題

問 10、11 の回答結果から、地域における「町会・自治会」の加入率の減少傾向が見取れます。災害時などのいざというときの対応や、地域の身近な課題を解決するには、地域コミュニティの活力が必要不可欠であり、町会・自治会の加入促進や、地域活動に参加するきっかけづくりをさらに促進させていく必要性があります。

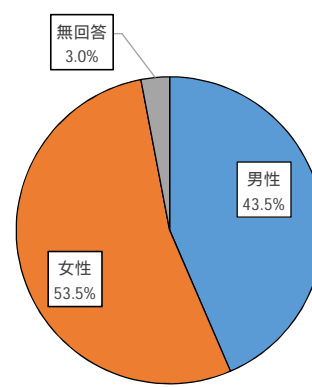
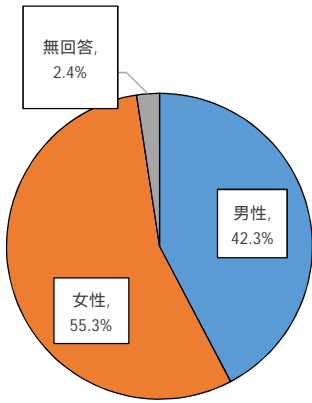
また、問 21～21-3 の「地域での活動への担い手としての参加」の回答では、活動に参加しない理由として、関心不足や活動の内容や参加の方法がわからないとの回答が増加しております。夏休み体験ボランティア活動の実施を通じて、地域で支えあう意識づくりを進め、また住民参加の促進のため、ボランティアセンターを中心に、地域福祉活動を行っている個人や団体間での情報交換等を行うネットワークの充実を進めます。

福祉に関する用語やサービスの認知度の回答では、高い水準にある値でも前回の調査と比較すると現状維持や微減が、また地域福祉推進拠点や地域福祉権利擁護事業などは依然として知名度が低い状況にあります。広報や回覧板などの紙媒体での広報活動も引き続き積極的に行い、また、広報や回覧板などをあまり見ることのない若い世代などには、ホームページやSNSなどを積極的に活用して情報発信を行ってまいります。

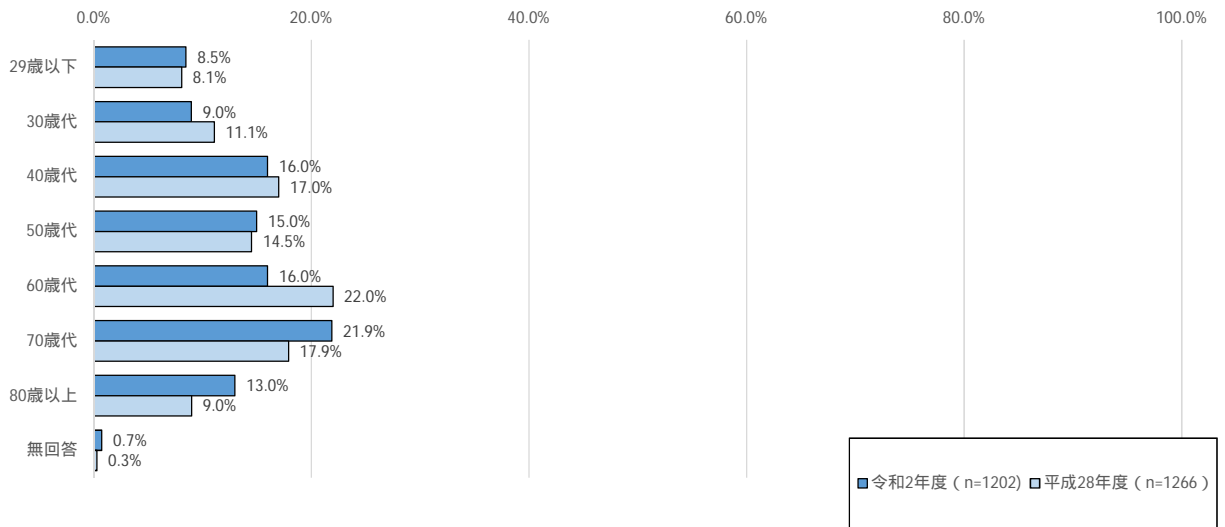
問1 あなたの性別はどちらですか。

平成28年度

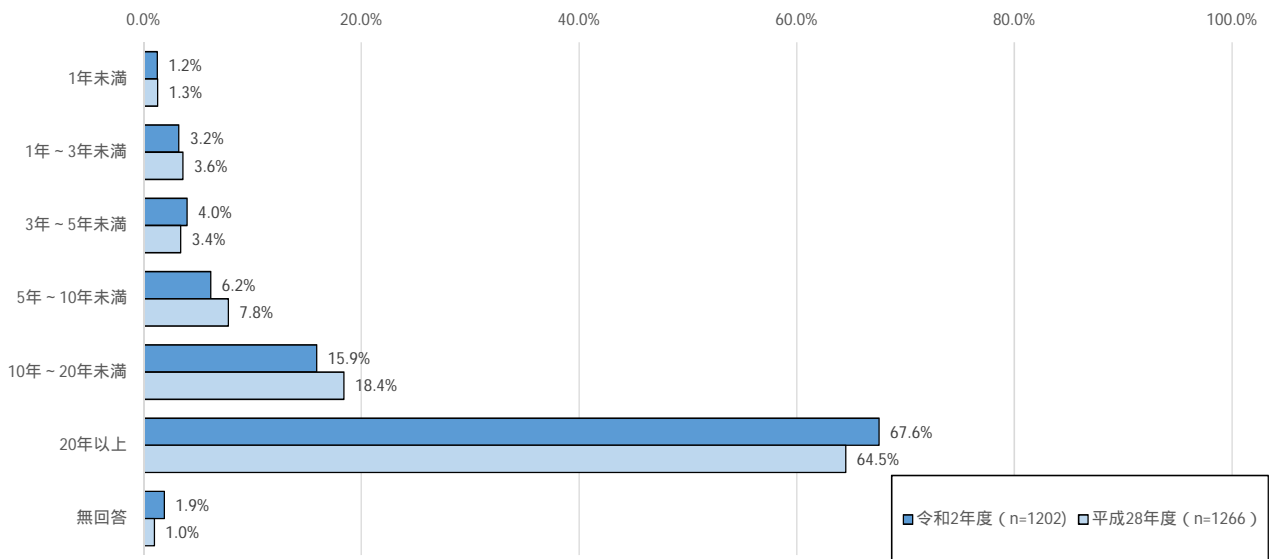
令和2年度



問2 あなたの年齢はおいくつですか。

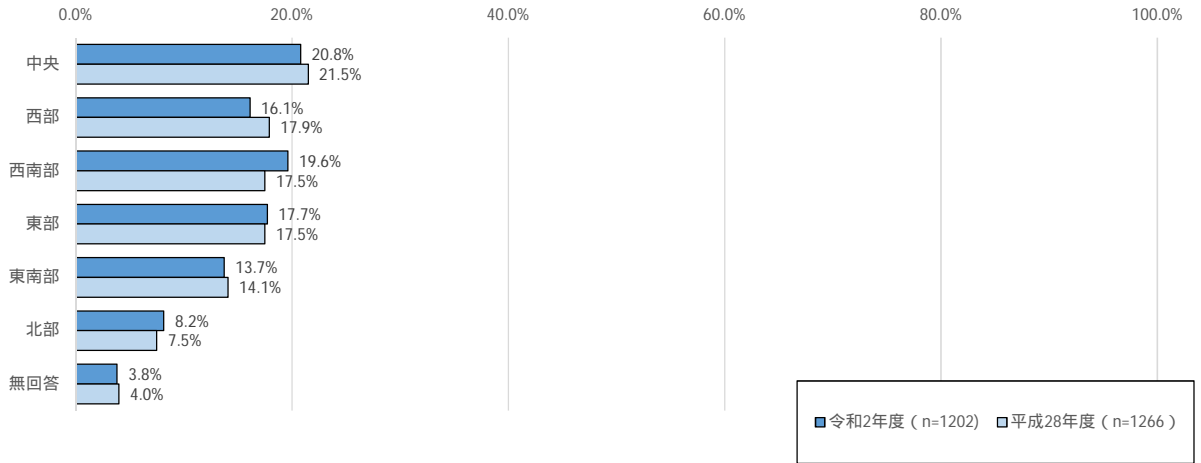


問3 あなたは八王子市に住まれて何年ですか。

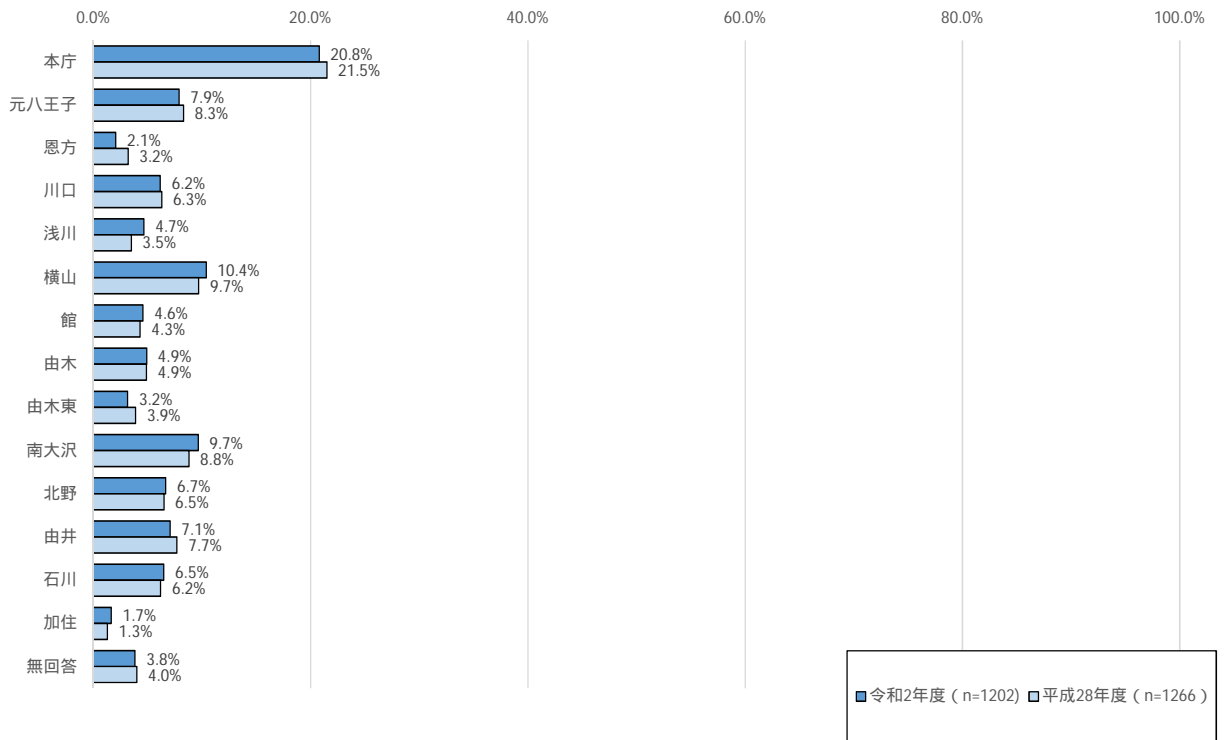


問4 あなたのお住まいの町（住所で八王子市の次に来るもの）はどちらですか。

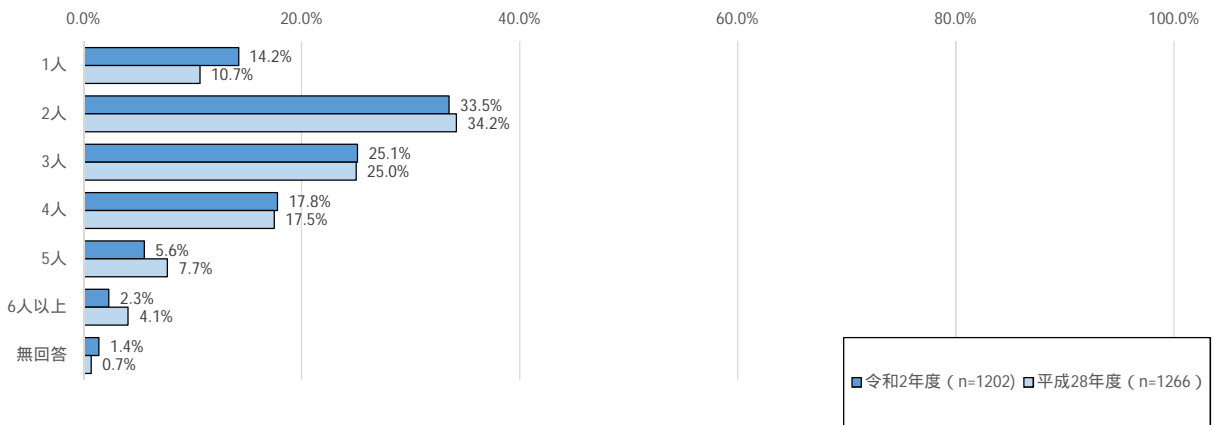
6 圏域



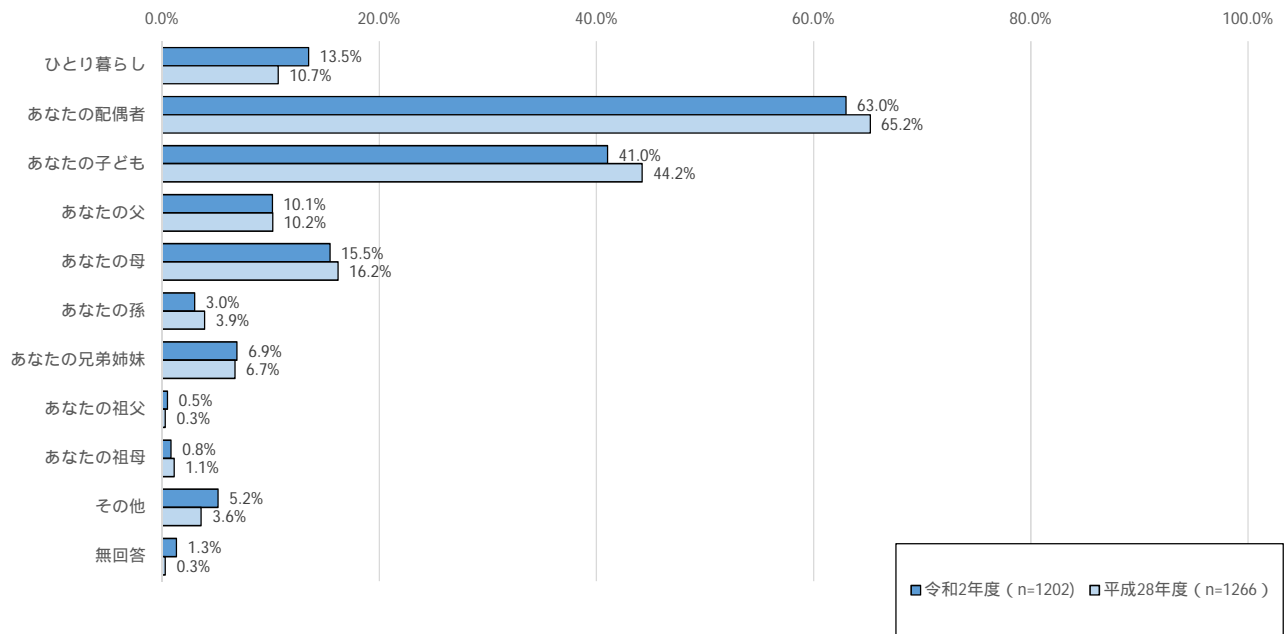
14 圏域



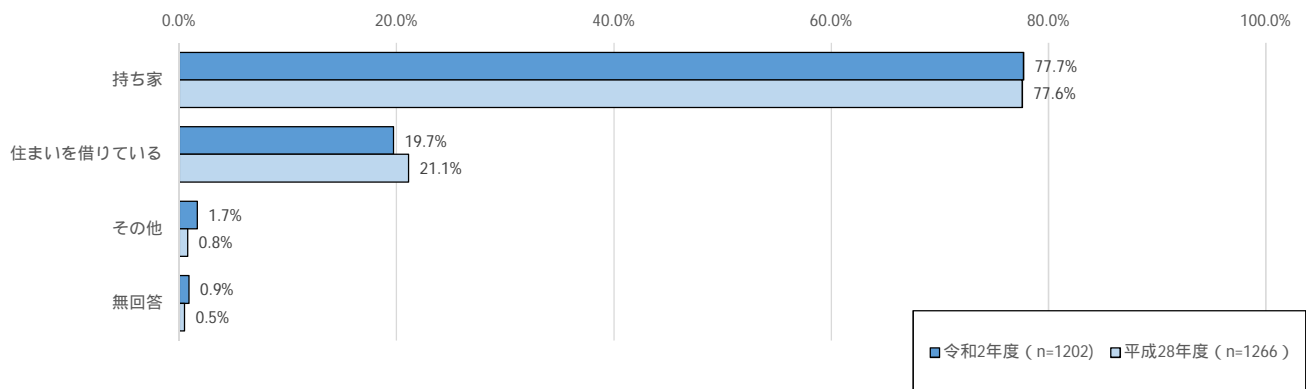
問5 あなた自身も含めて、一緒に住んでいるのは何人ですか。



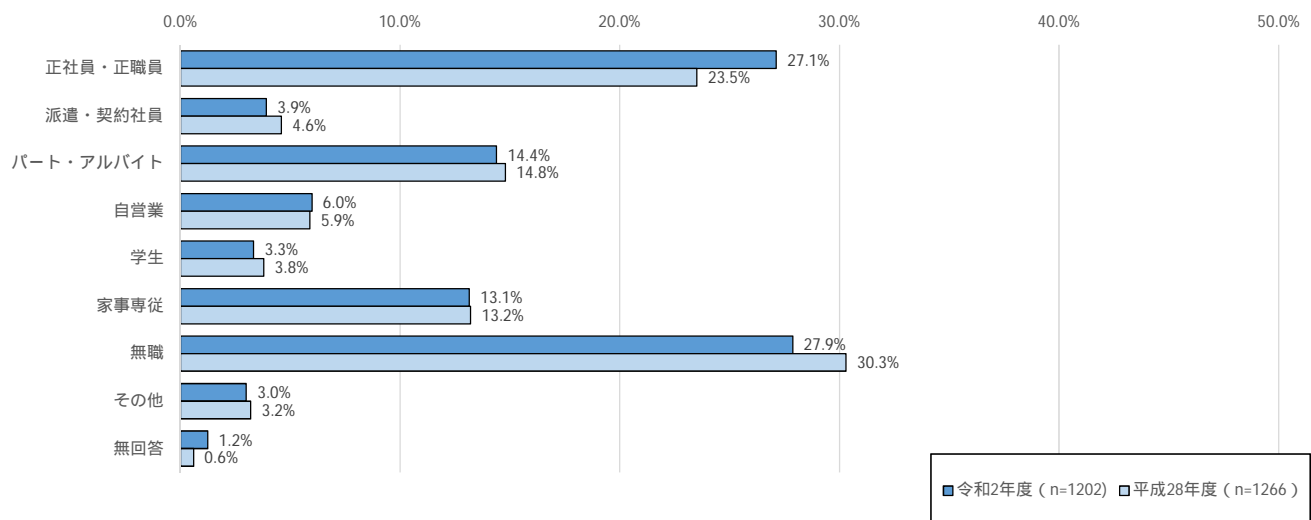
問6 あなたと一緒に住んでいるのはどなたですか。(あてはまるものすべてに○)



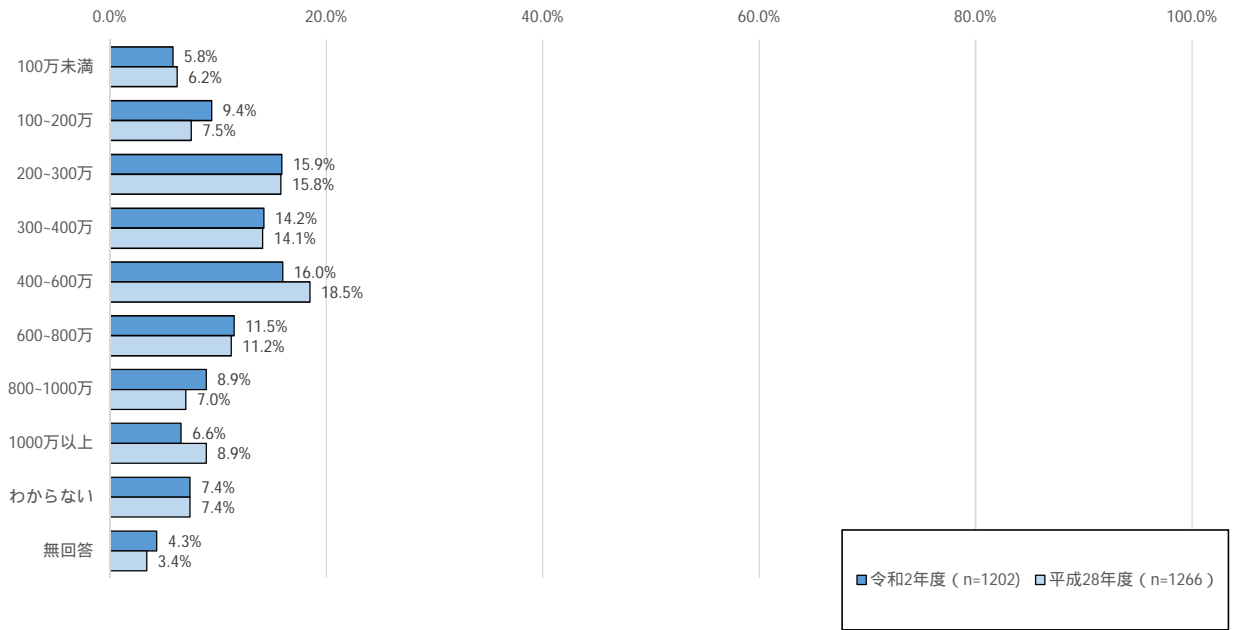
問7 あなたのお住まいは次のうちどれですか。



問8 あなたの職業はつぎのうちどれですか。(○はひとつ)

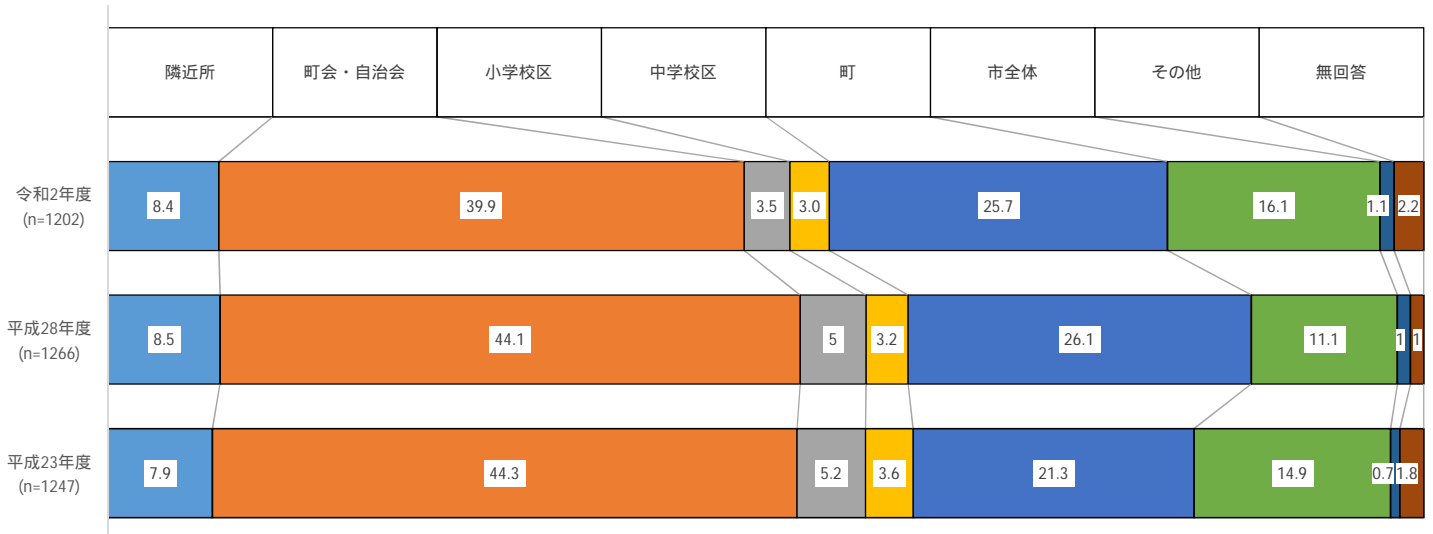


問9 あなたの世帯の昨年の総年収は次のうちどれですか。(〇はひとつ)

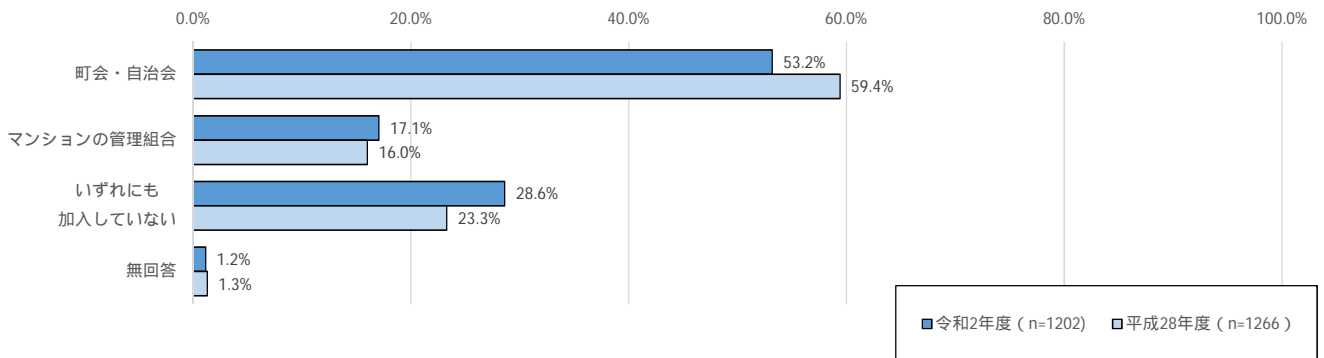


問10 あなたは、地域という言葉を見たとき、どの範囲を思い浮かべますか。

単位：%



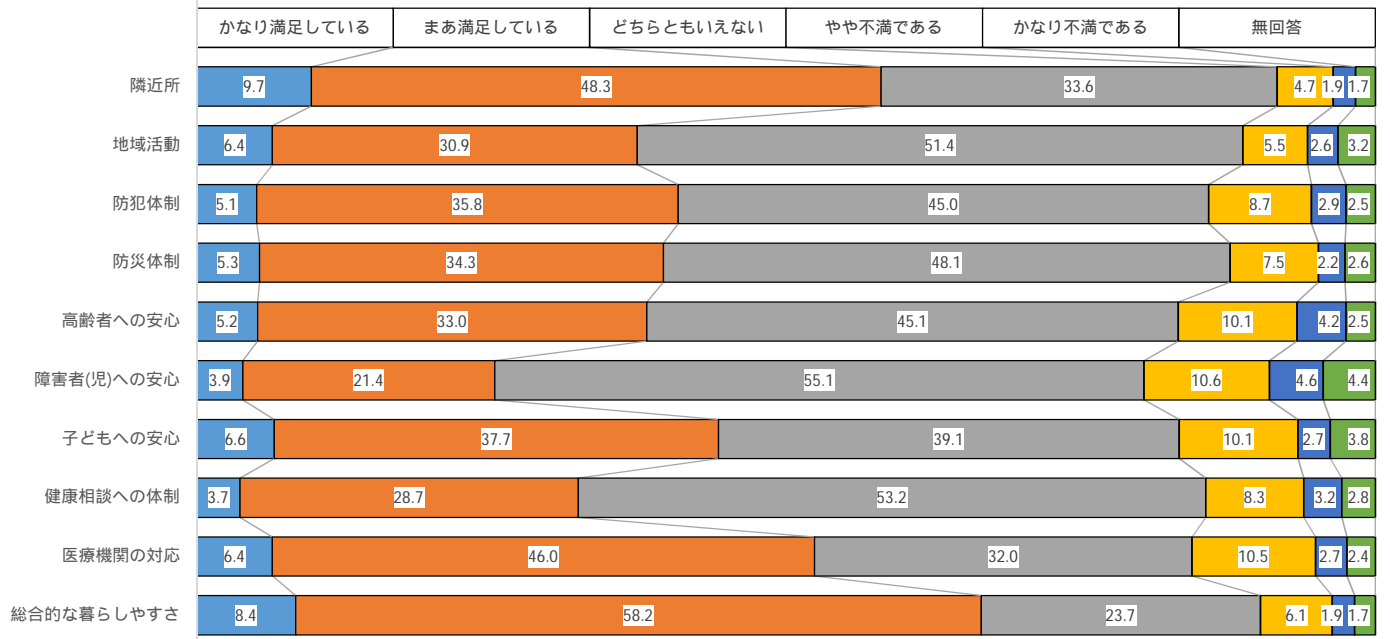
問11 あなたは以下のどの組織に加入していますか。(〇はひとつ)



問12 あなたが現在お住まいの地域での暮らしやすさについて、どの程度満足していますか。（項目ごとに〇はひとつ）

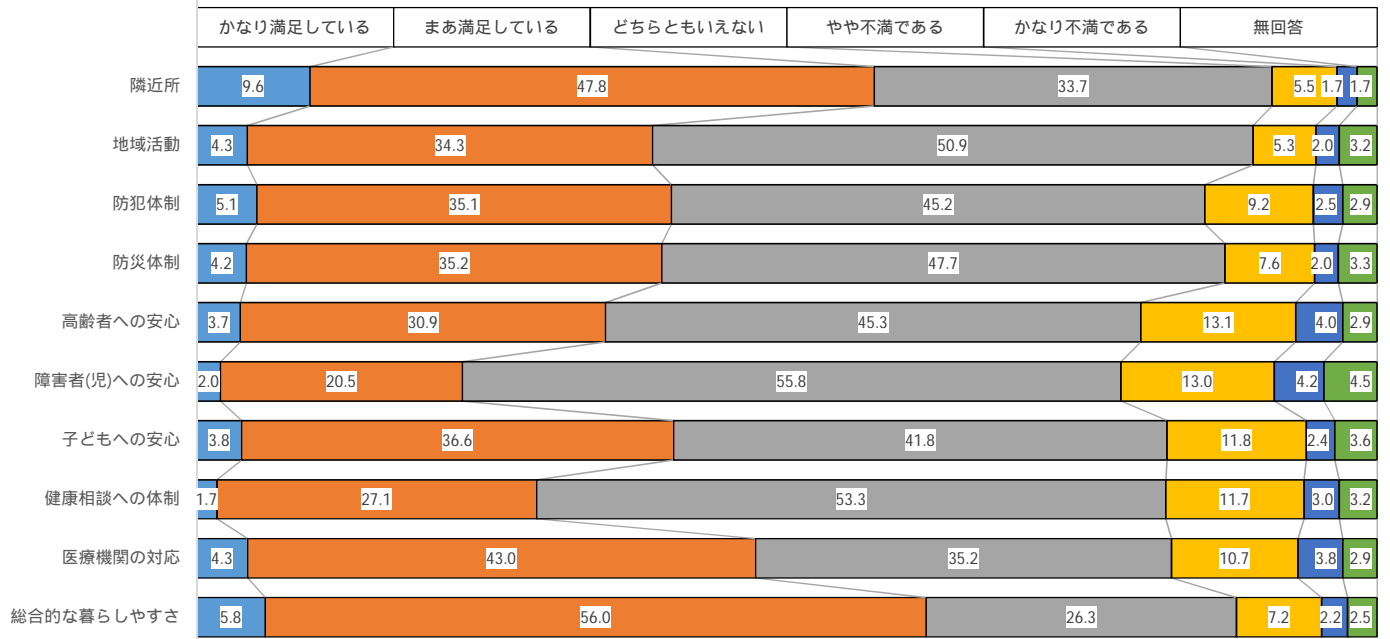
令和2年度

単位：％

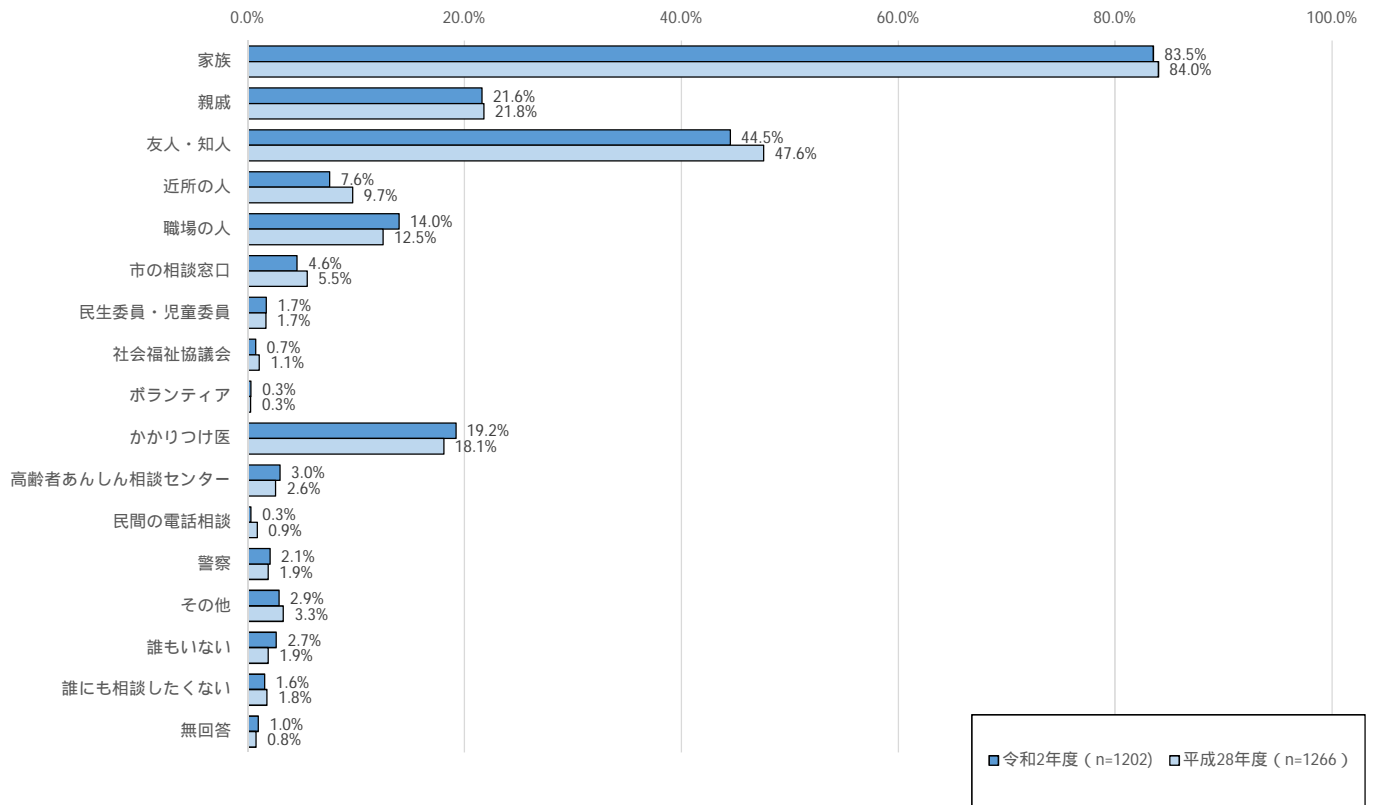


平成28年度

単位：％



問13 あなたに悩みや不安があったり生活に困ったりした時には、誰に相談していますか。（あてはまるものすべてに○）

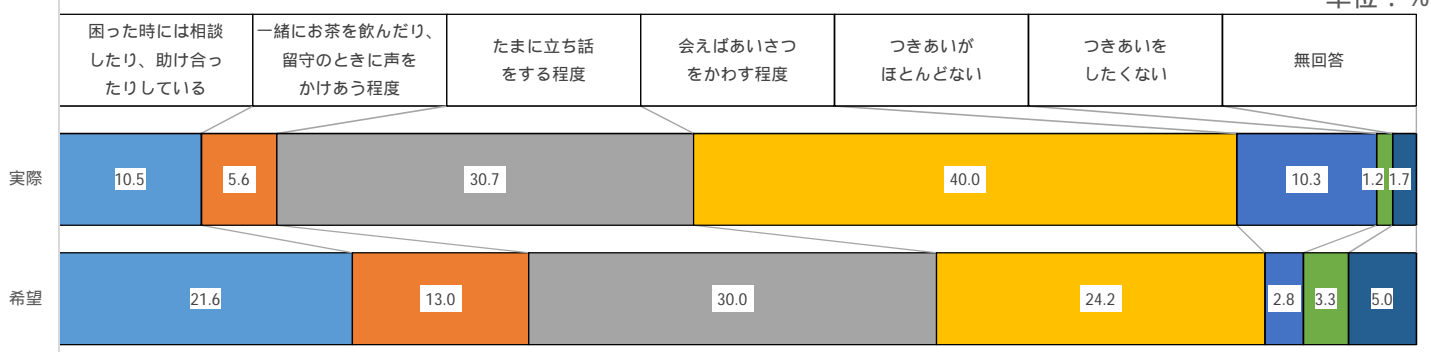


問14 あなたは、日頃、隣近所とどのようなつきあい方をしていますか。（○はひとつ）

問15 今後、隣近所とはどのようなつきあい方を望んでいますか。

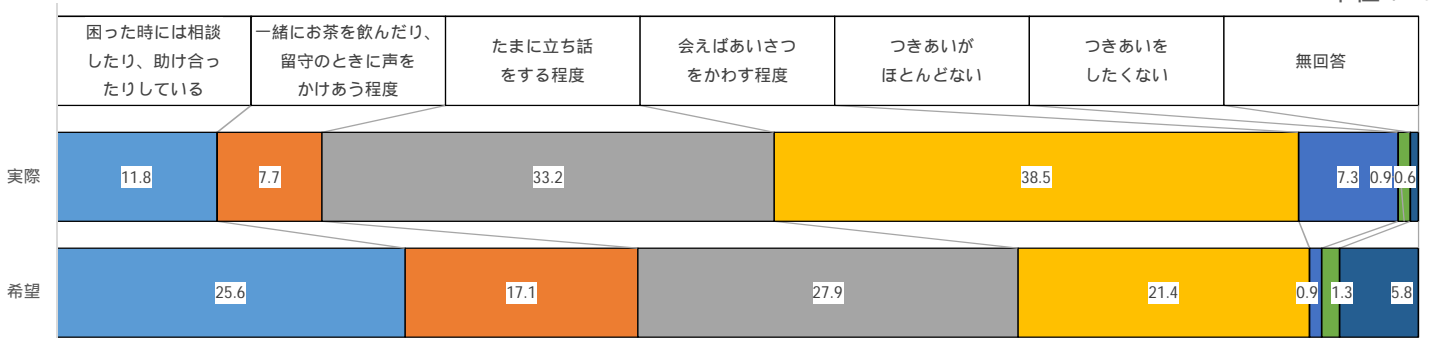
令和2年度

単位：%

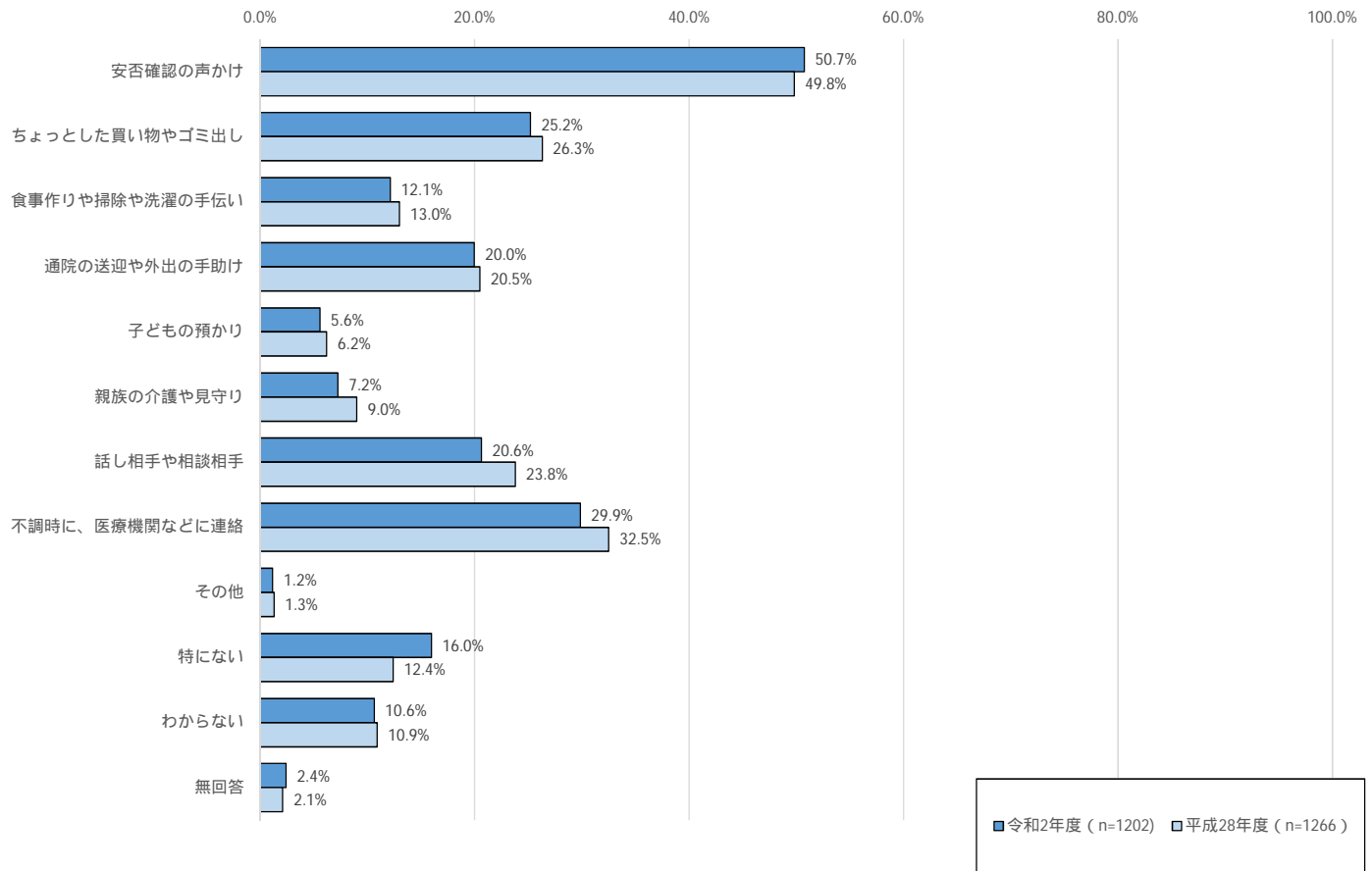


平成28年度

単位：%

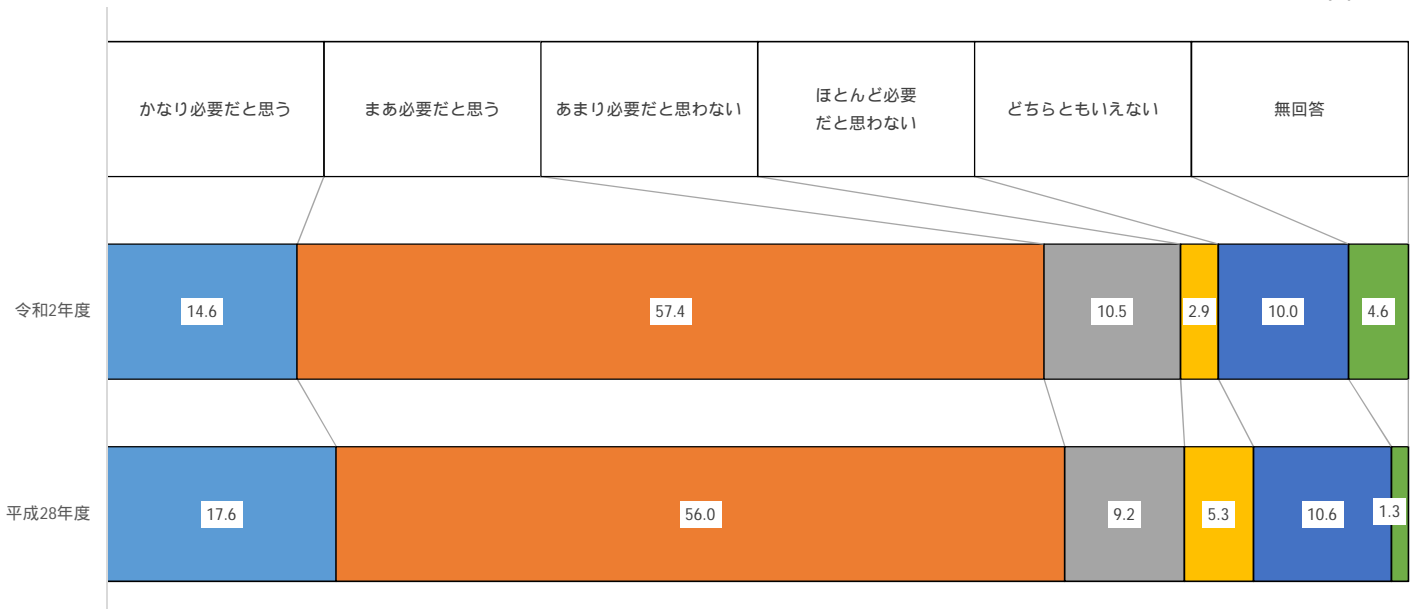


問16 あなたが、高齢や病気、事故などで、生活に困ったり日常生活が不自由になったりしたとき、地域のの人にどのようなことをしてほしいですか。

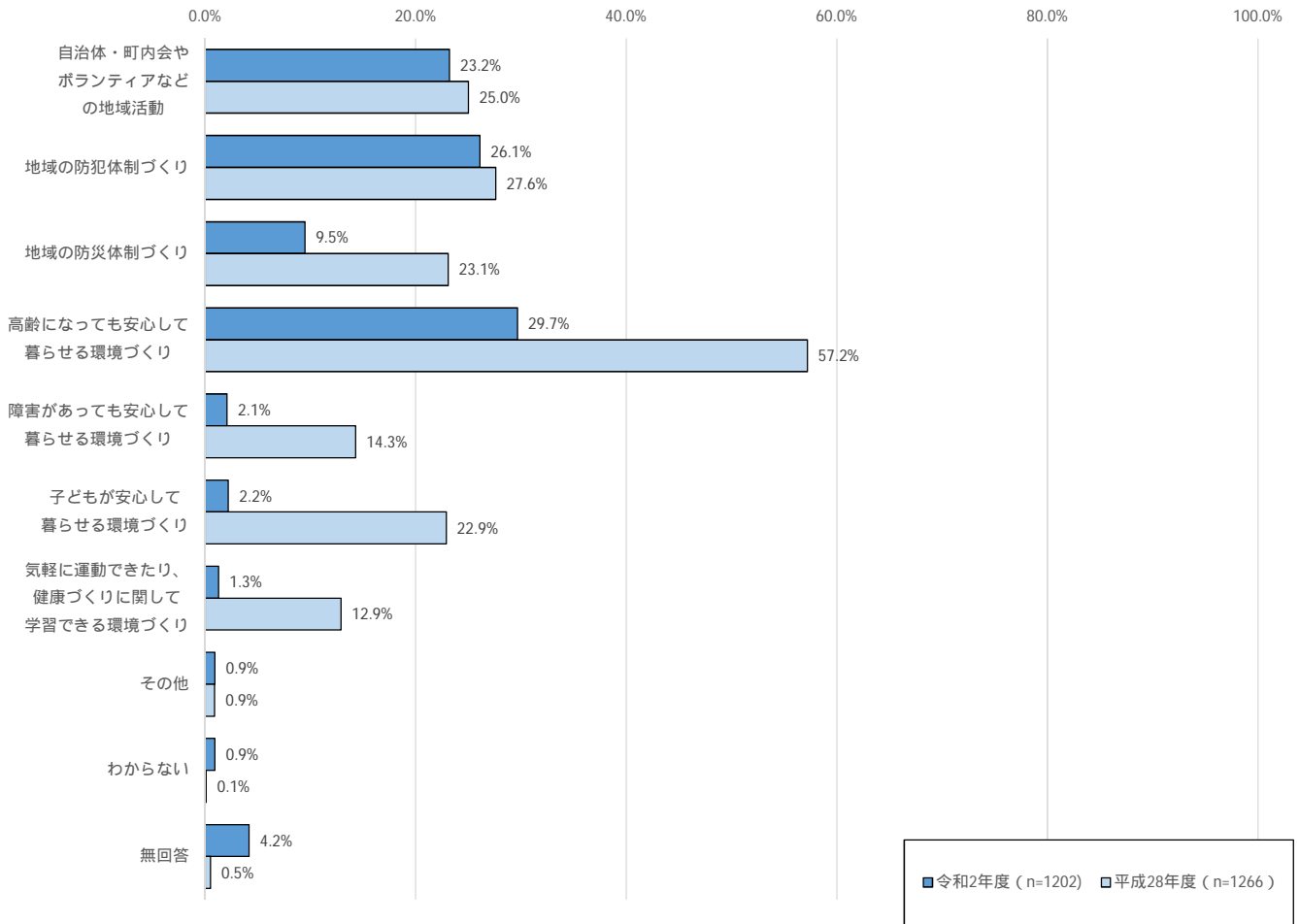


問17 あなたは、地域でおきる生活上の問題に対して、住民相互の協力関係が必要だと思いませんか。

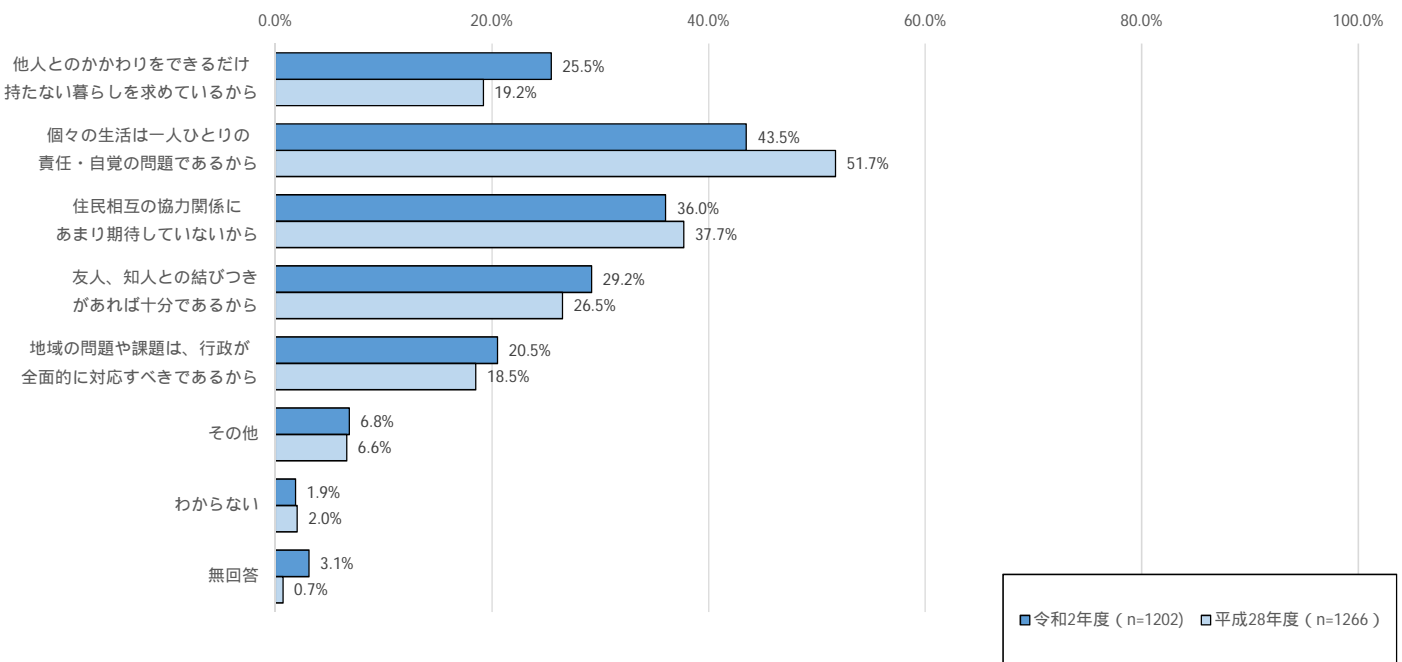
単位：%



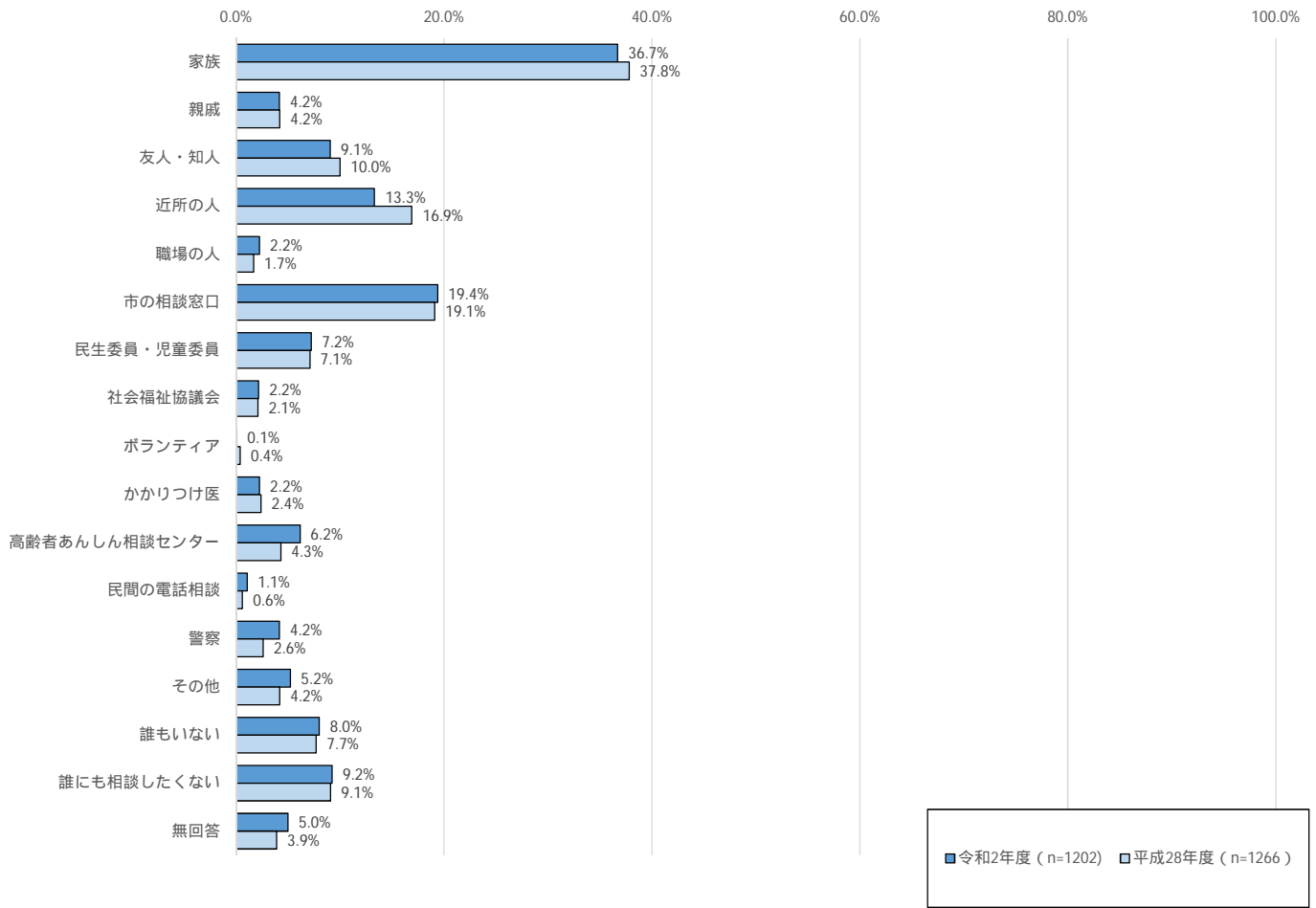
問17-1 (問17で「1.かなり必要だと思う」「2.まあ必要だと思う」につけた方にお聞きします。)地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが特に必要なことは、どのようなことだと思いますか。(は2つまで)



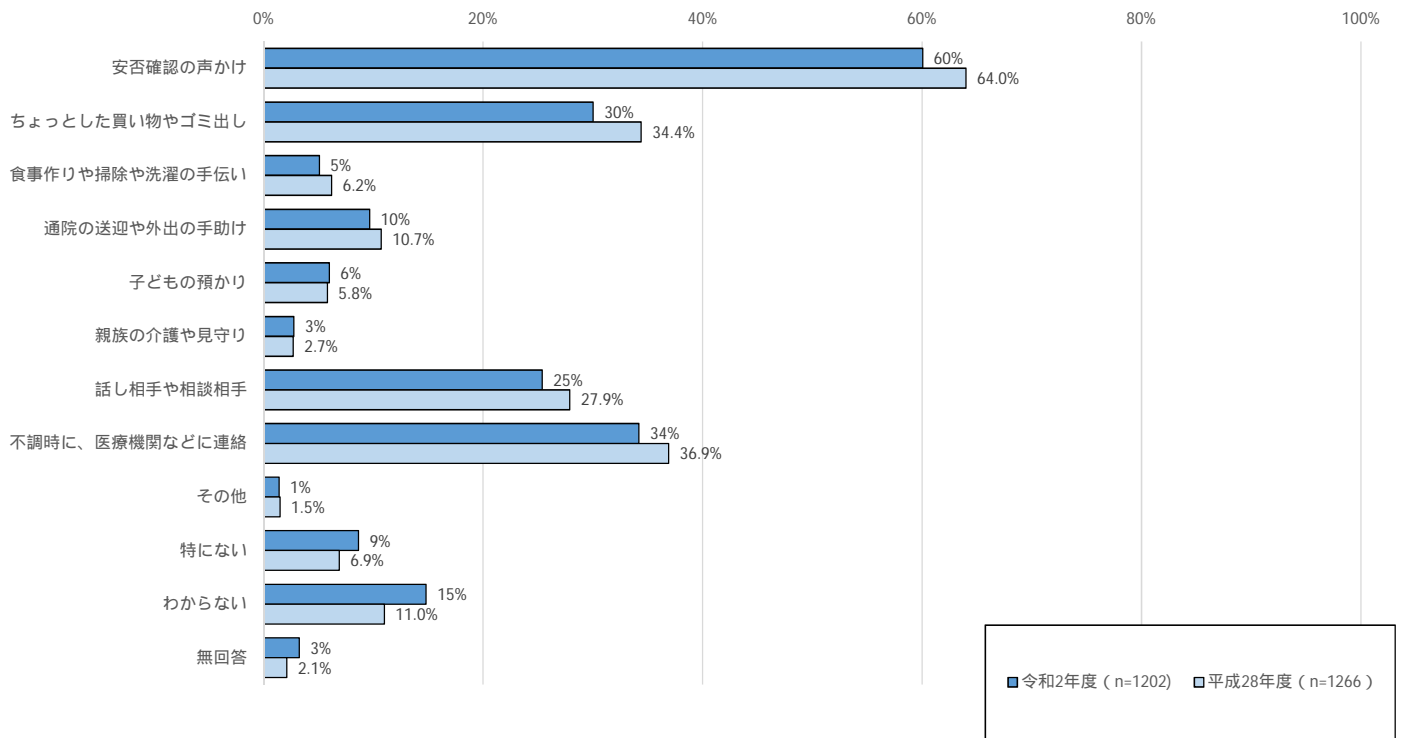
問17-2 (問17で「3.あまり必要だと思わない」「4.ほとんど必要だと思わない」につけた方にお聞きします。)必要ないと思う理由は何ですか。(あてはまるものすべてに)



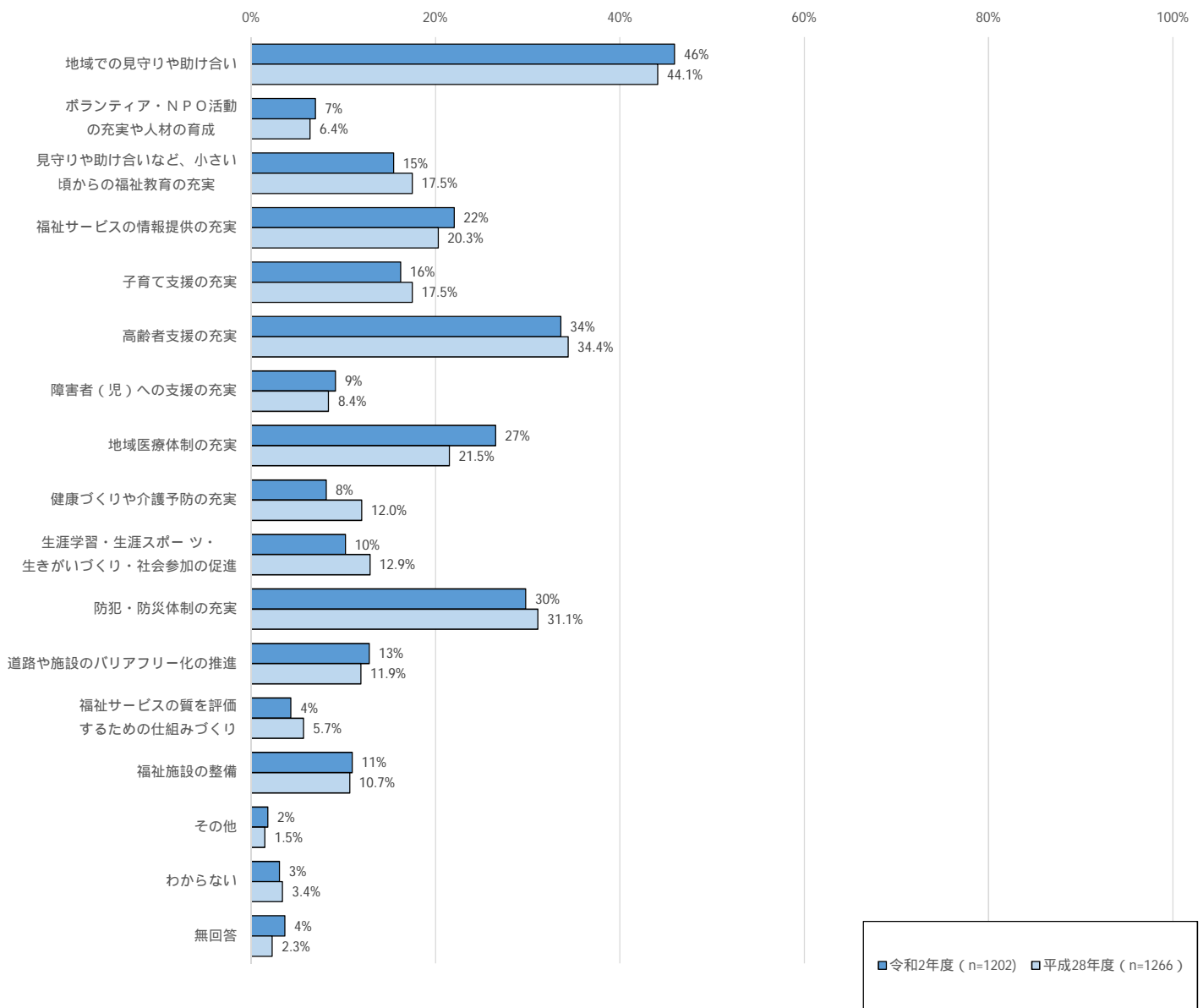
問18 近所で高齢や病気、事故などで、生活に困ったり日常生活が不自由になったりした世帯があった場合、あなたは誰に相談していますか。



問19 近所で高齢や病気、事故などで、生活に困ったり日常生活が不自由になったりした世帯があった場合、あなたができることはどれですか。

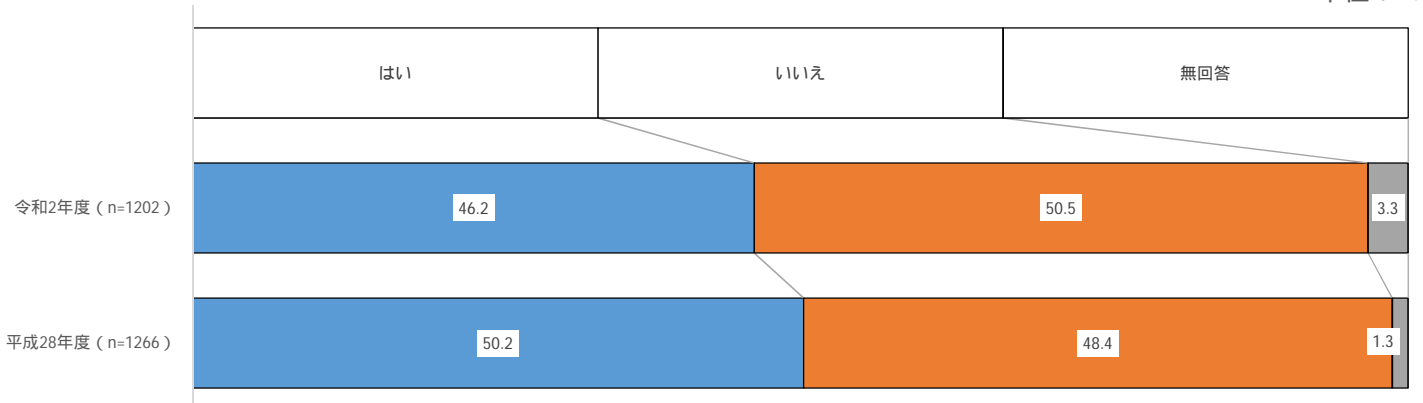


問20 あなたの地域で誰もが安心して暮らしていくために、必要なことは何だと思えますか。(は3つまで)

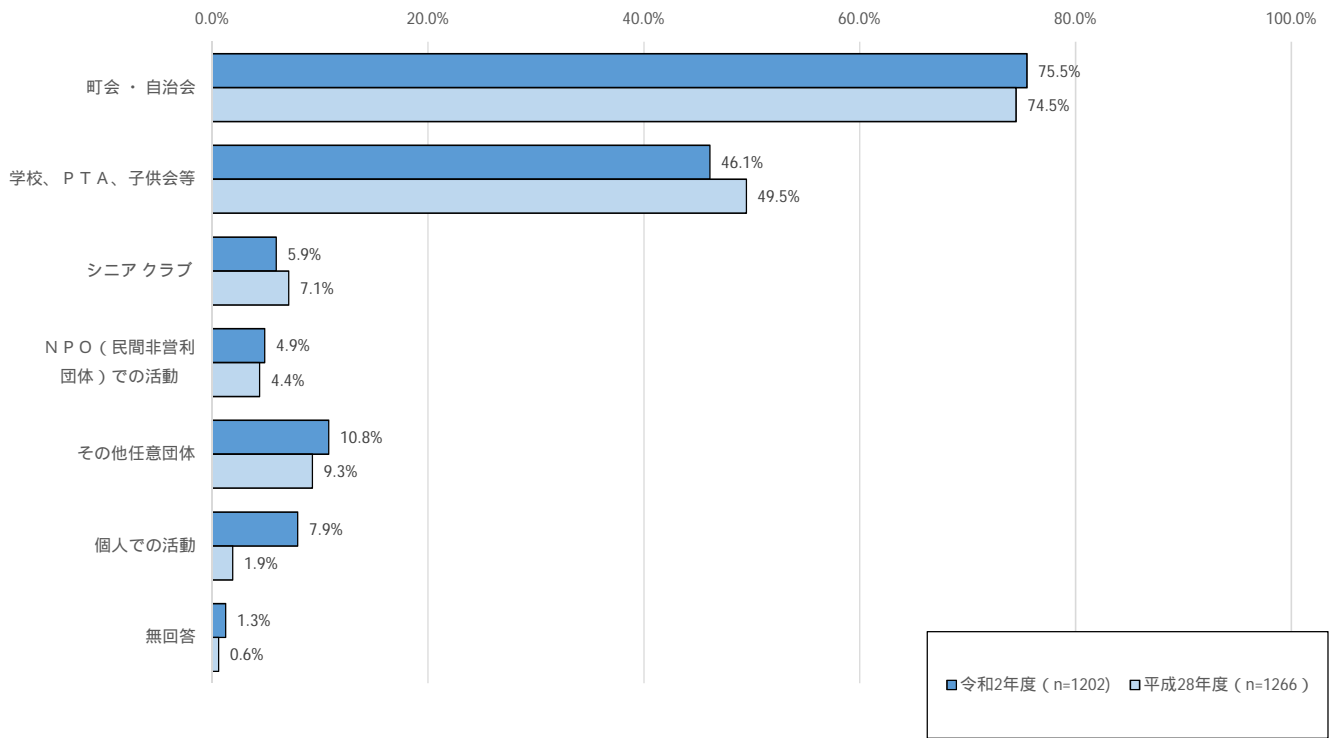


問21 あなたは、これまでに地域での活動に担い手として参加したことがありますか。(はひとつ)

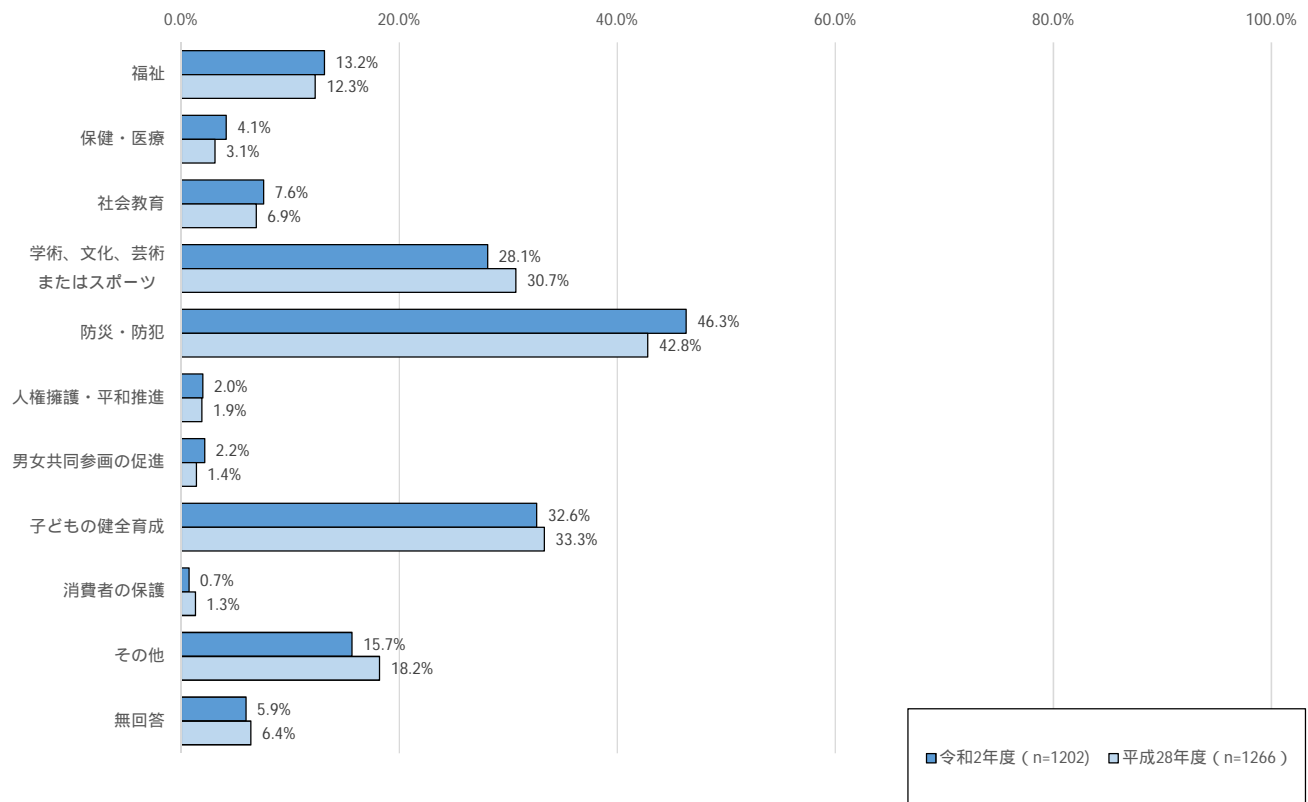
単位：%



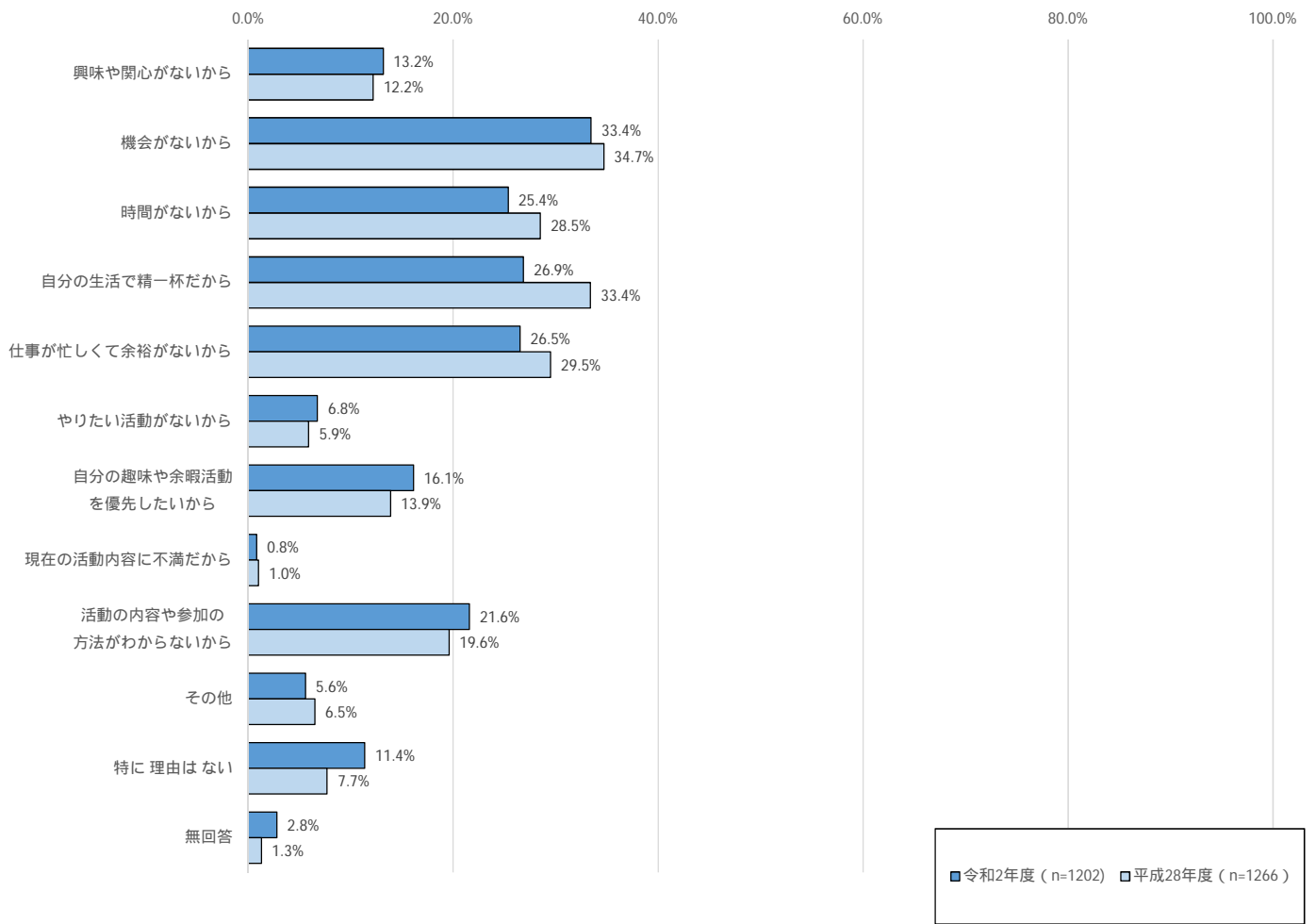
問21-1 (問21で「1.はい」に つけた方にお聞きします。) どのような団体で活動されましたか。(あてはまるものすべてに)



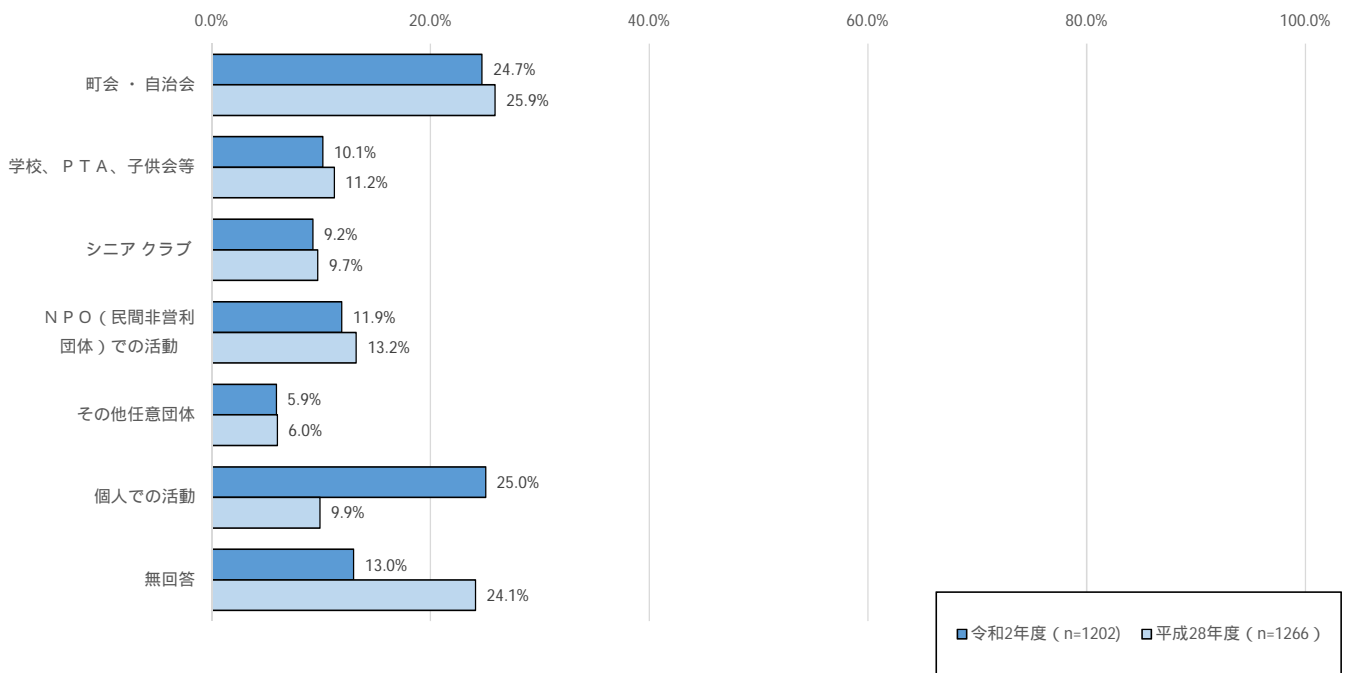
問21-2 それはどのような活動ですか。(あてはまるものすべてに)



問21-3 (問21で「2.いいえ」に つけた方にお聞きます。) 地域での活動に参加していないのはなぜですか。(あてはまるものすべてに)

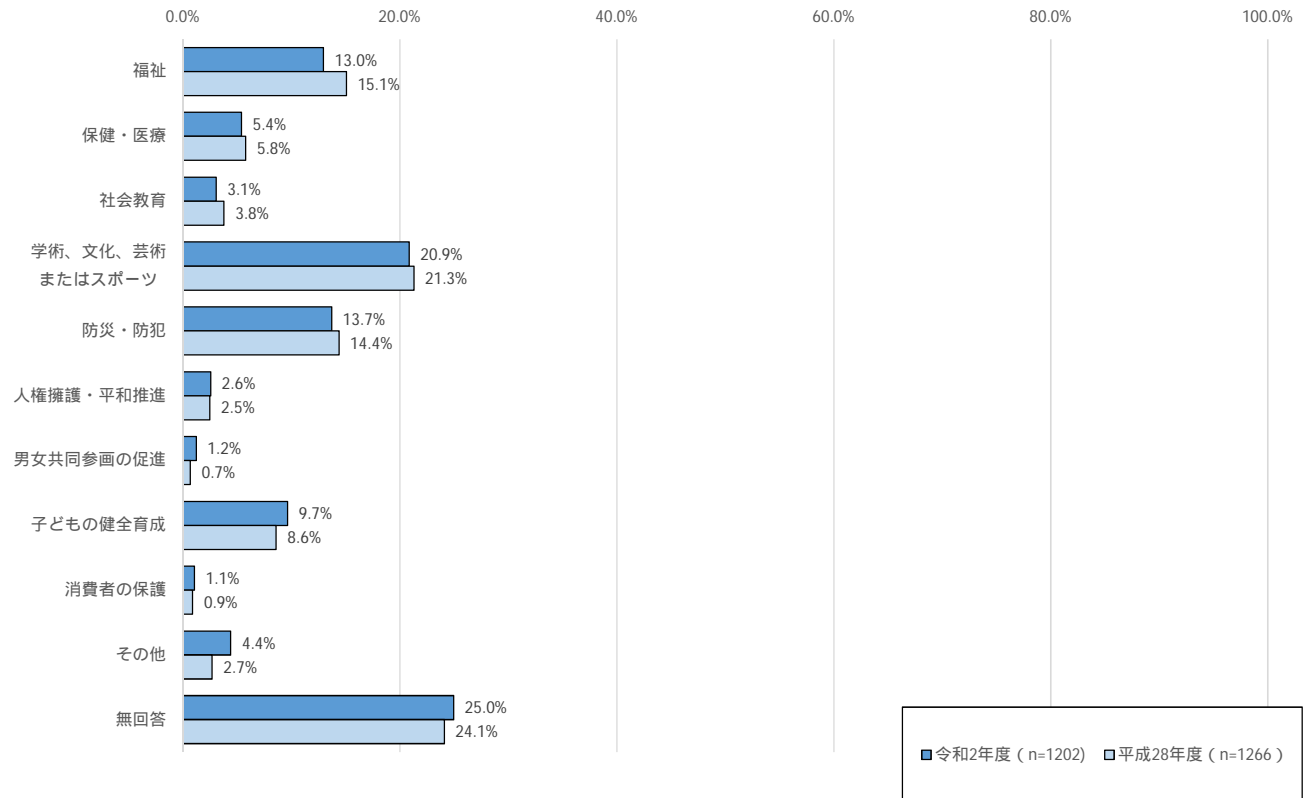


問22 あなたが、今後参加したいと思う地域での団体(現在参加している地域での活動も含む)をあげてください。(問21-1の選択肢の番号からひとつ選んで、番号を下の に記入してください)

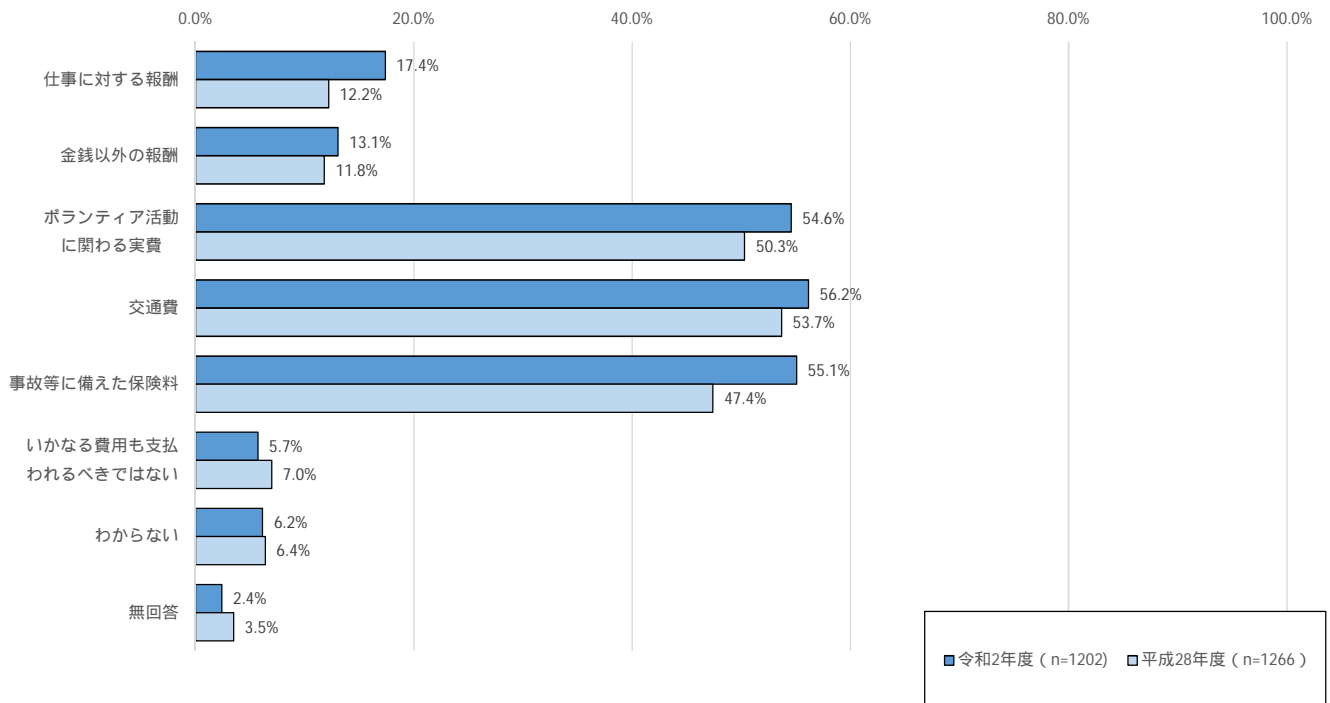


問23 あなたが、今後参加したいと思う地域での活動の分野（現在参加している地域での活動も含む）をあげてください。

（問21-2の選択肢の番号からひとつ選んで、番号を下の に記入してください）



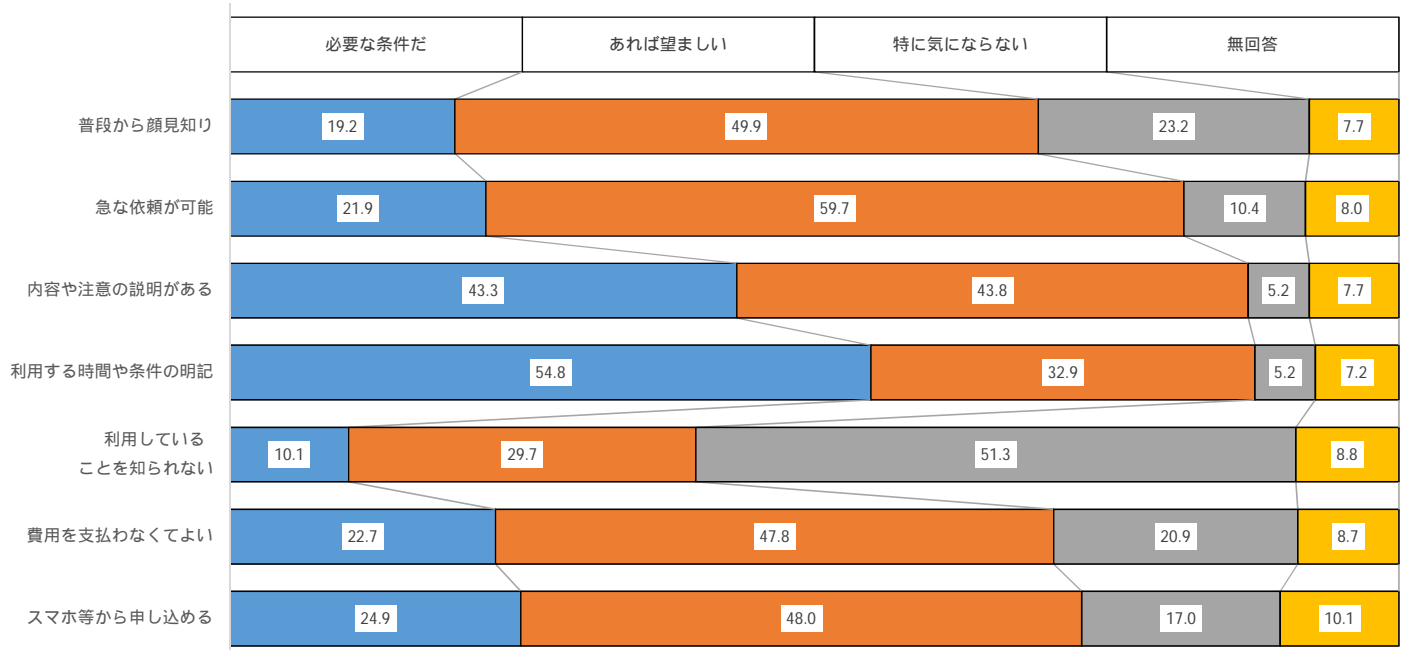
問25 あなたは、ボランティアが活動を行う際、どのような費用が支払われるべきだと思いますか。（あてはまるものすべてに ）



問26 あなたが、ボランティアによる支援を自分が受け入れることを想像したとき、どのような条件が整えば受け入れやすいと考えますか。

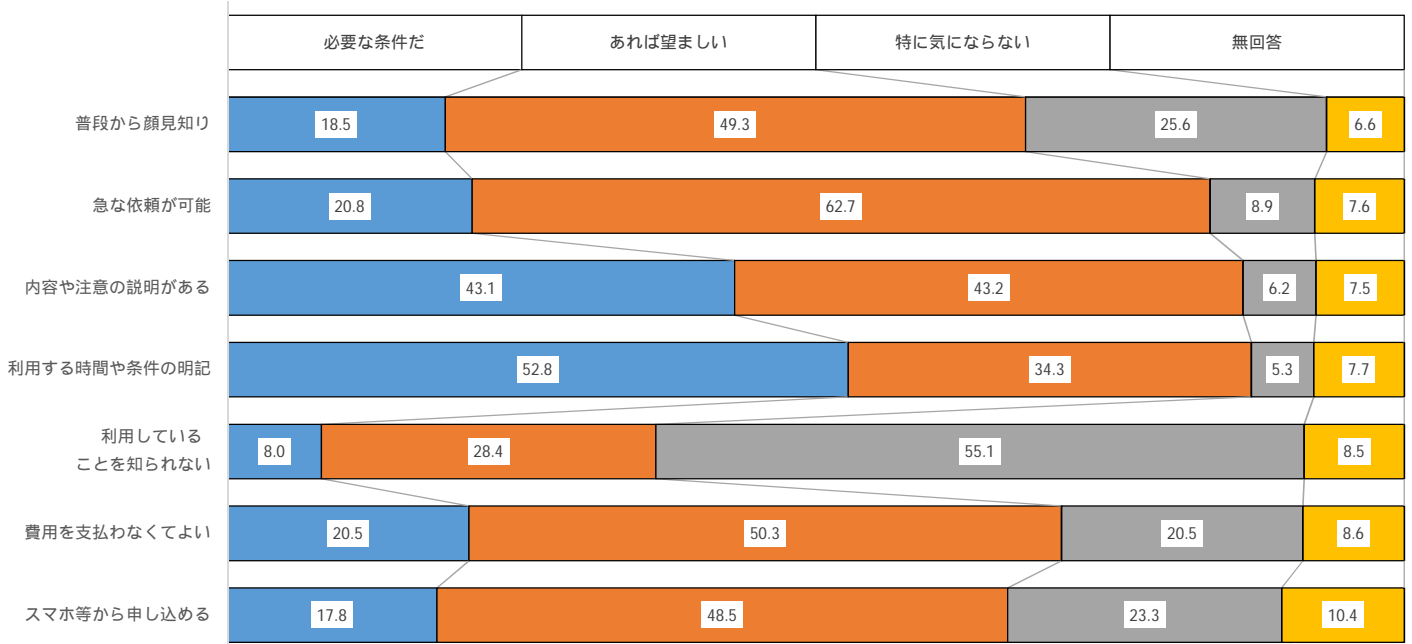
令和2年度

単位：％

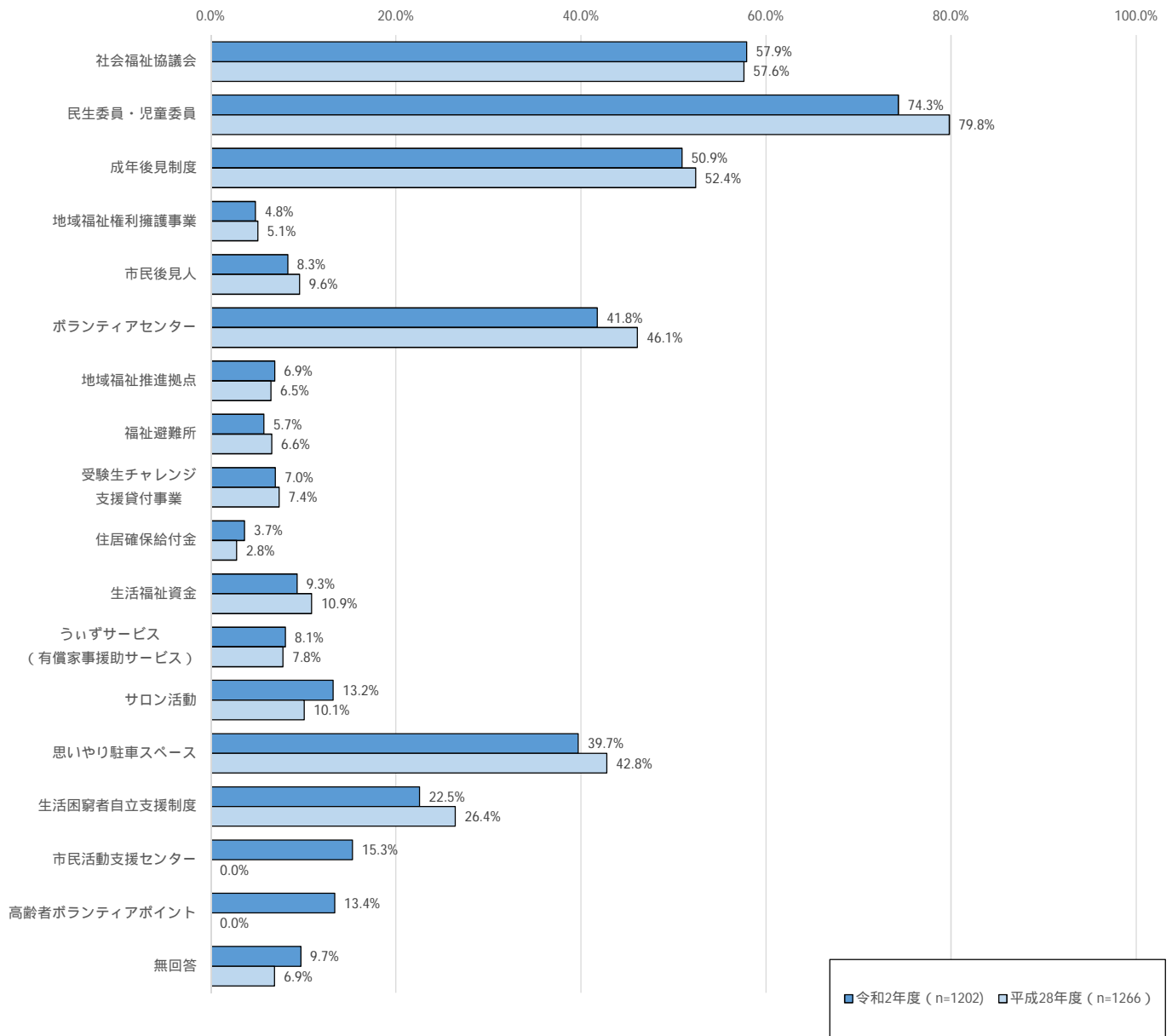


平成28年度

単位：％

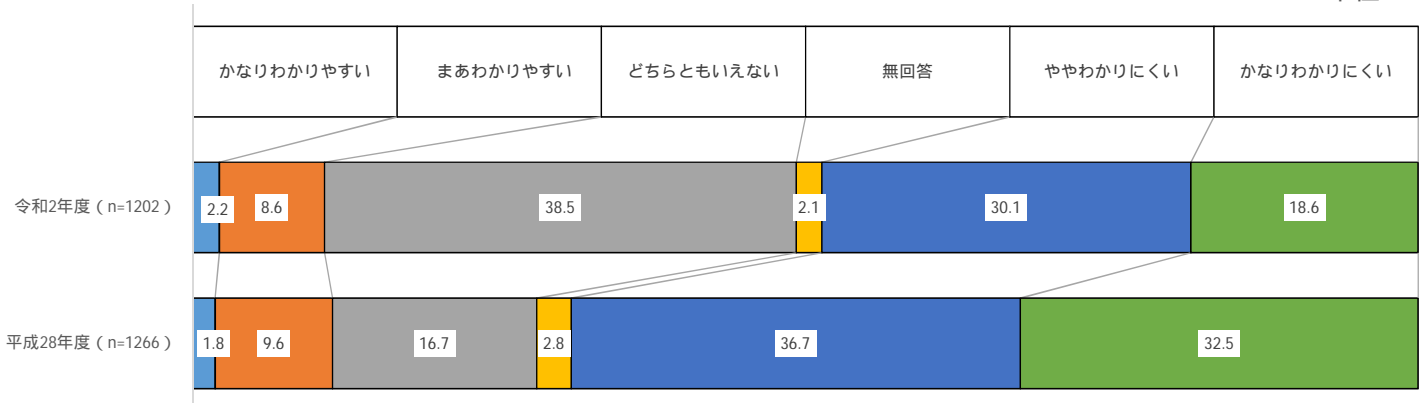


問27 あなたは、次に挙げるような福祉にかかわる制度や言葉の中で、どれを知っていますか。（あてはまるものすべてに）



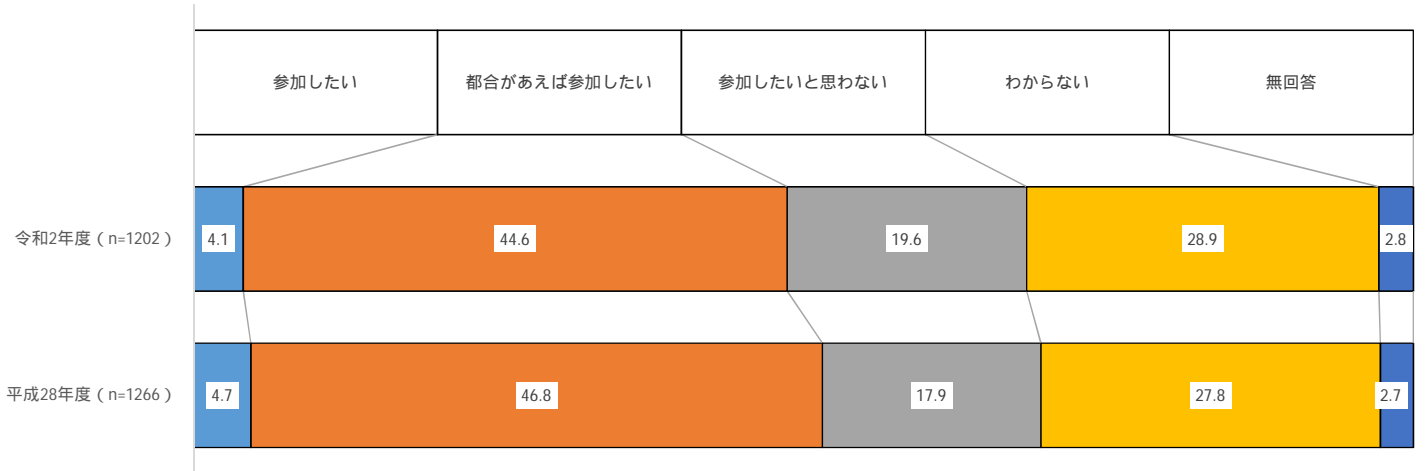
問28 あなたにとって、福祉サービスや制度の仕組みはわかりやすいですか。（はひとつ）

単位：%

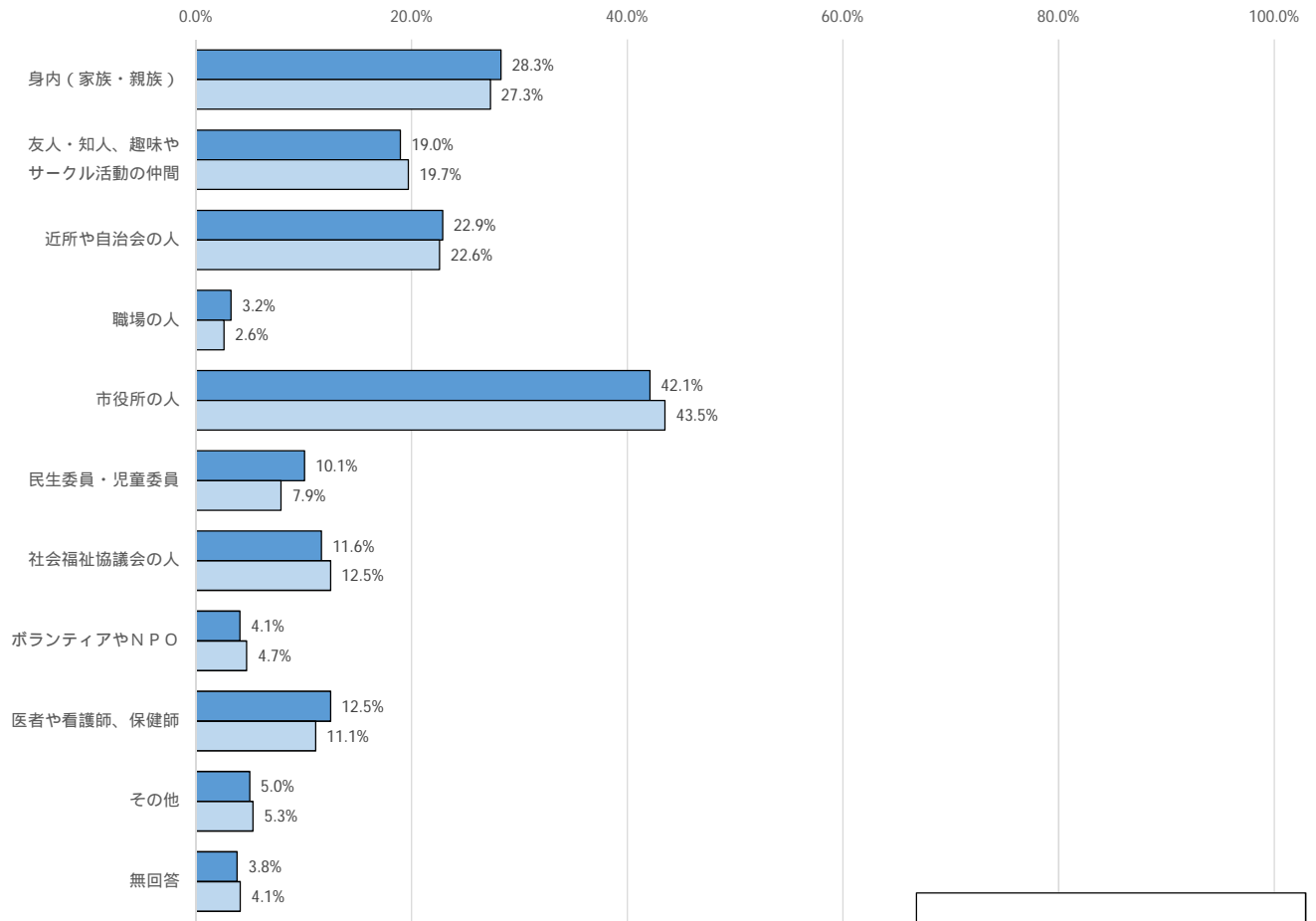


問29 あなたは、今後福祉に関する講習や説明会などに参加したいと思いますか。(はひとつ)

単位：%

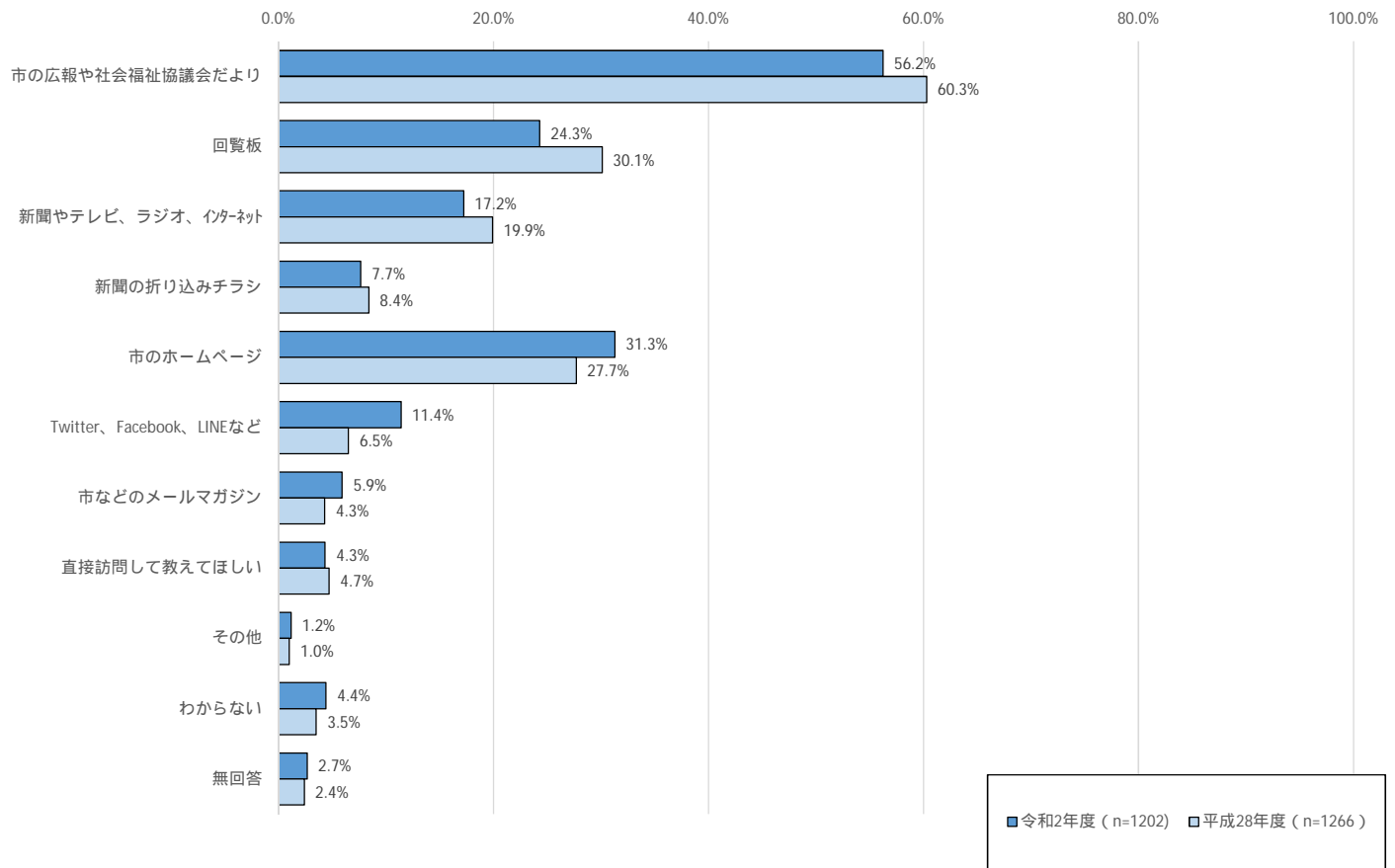


問30 あなたは、地域や福祉の情報を誰から得たいと思いますか。(は2つまで)



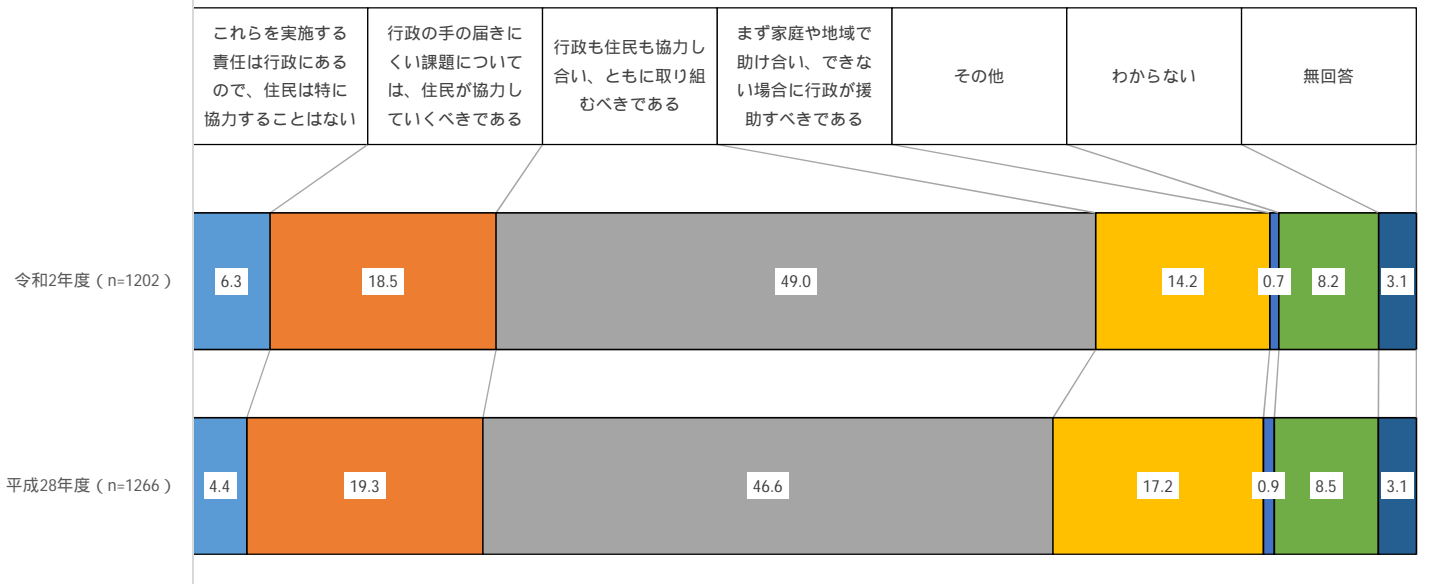
■ 令和2年度 (n=1202) ■ 平成28年度 (n=1266)

問31 あなたは、地域や福祉の情報をどのような方法で得たいと思いますか。(は2つまで)

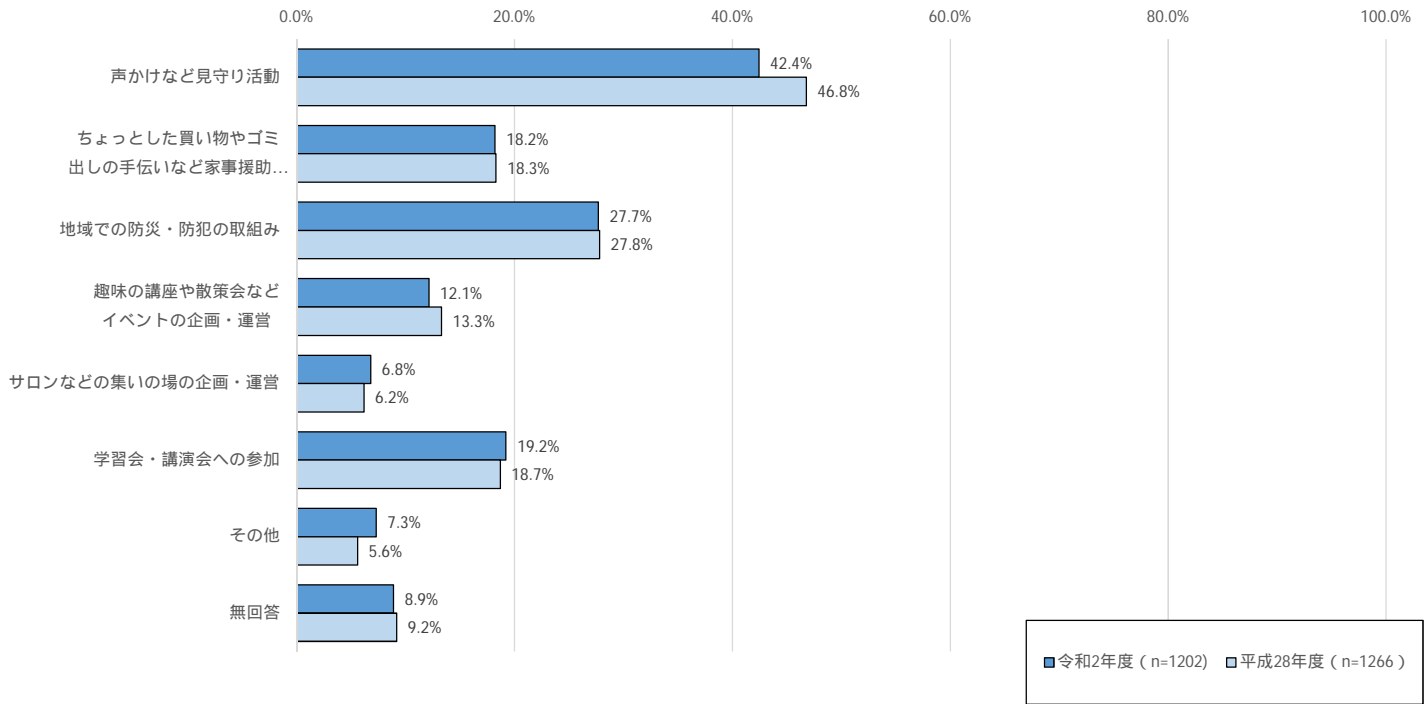


問32 福祉・保健サービスを充実させていくうえで、行政と住民の関係について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。(はひとつ)

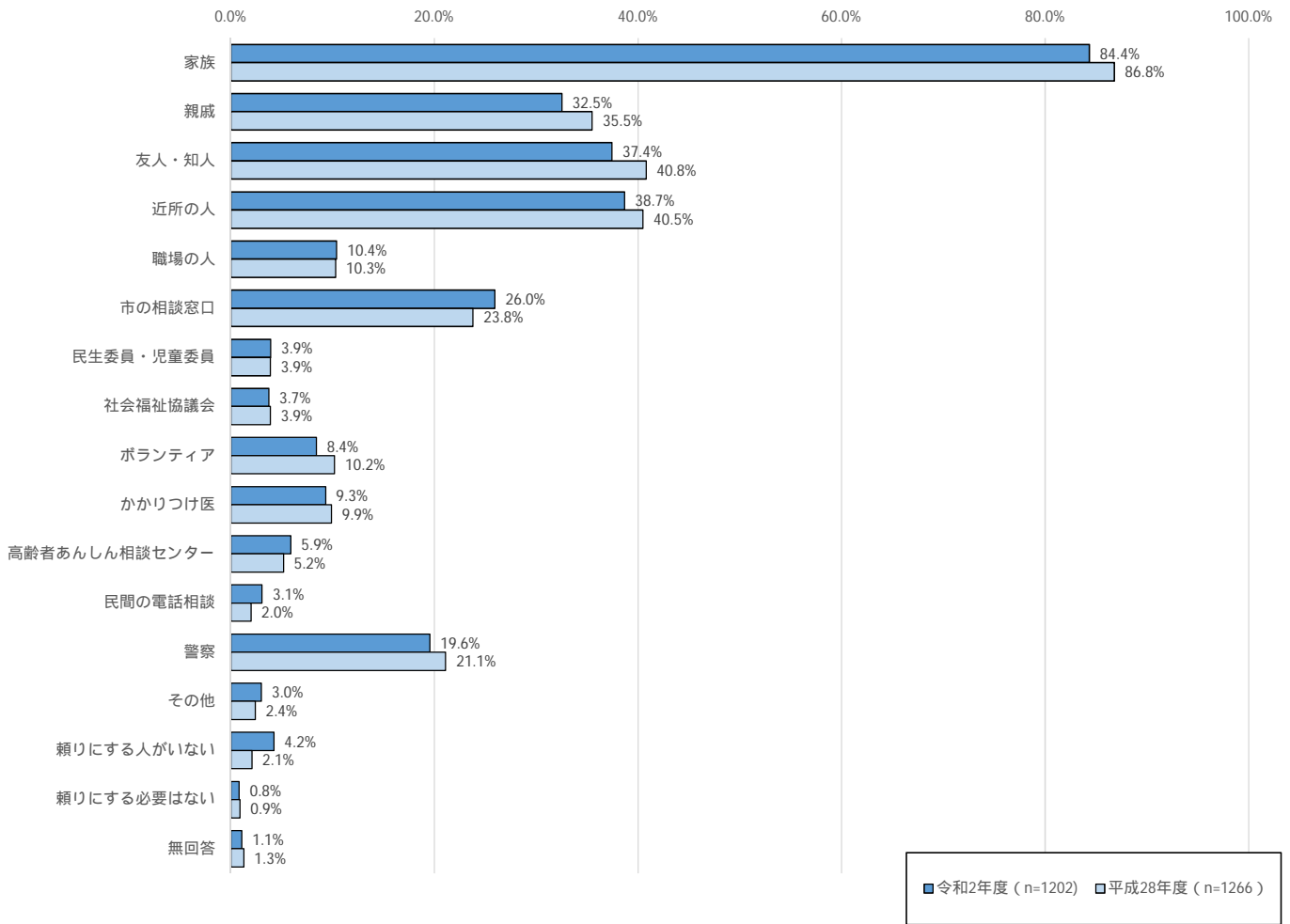
単位：%



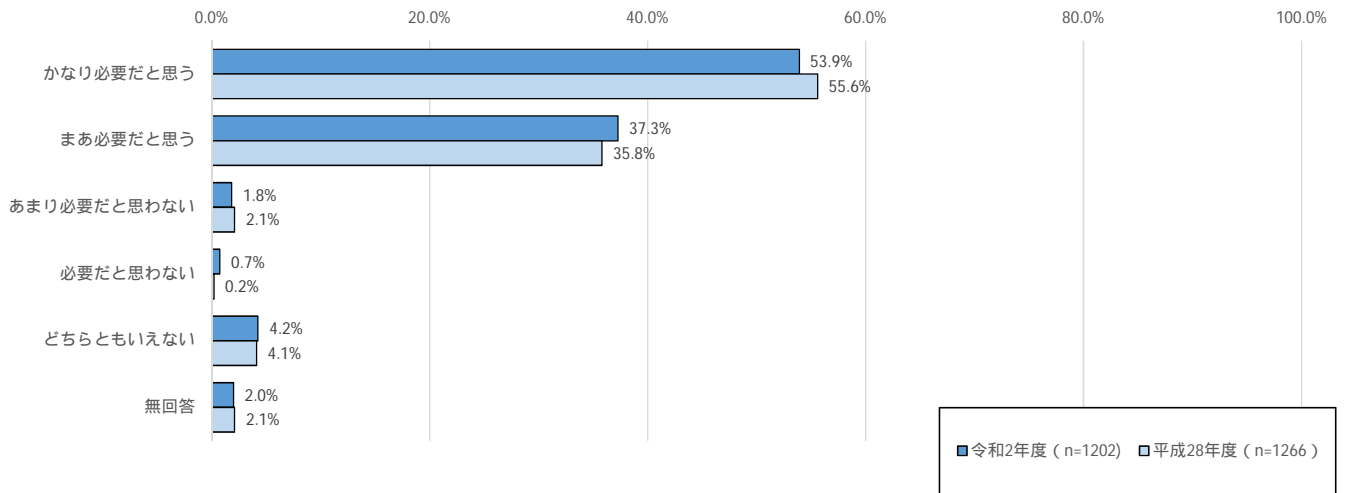
問33 あなたは、あなたの住む地域に「地域福祉推進拠点」が設置された場合、どんな活動をしてみたいと考えますか。(は2つまで)



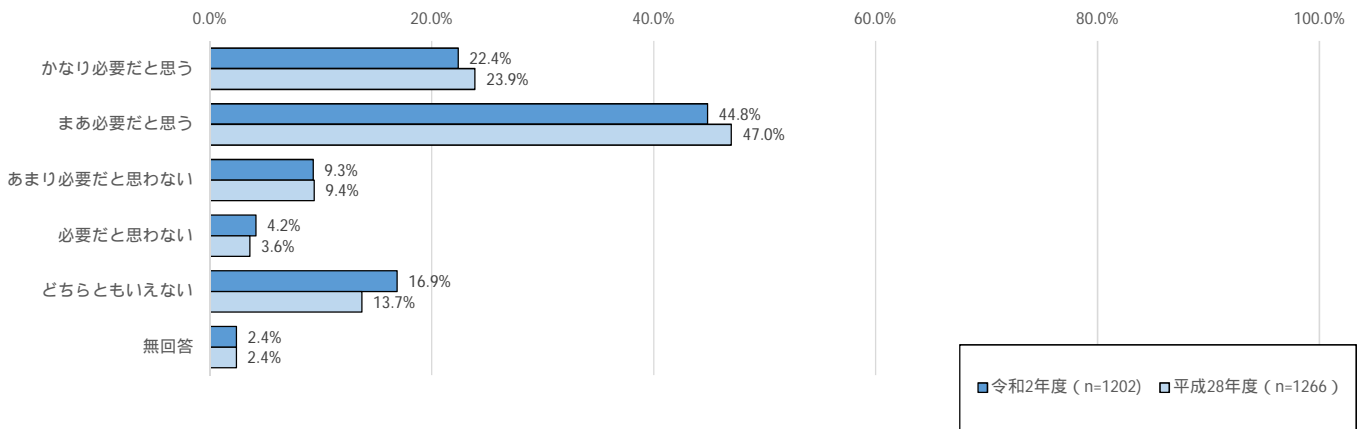
問34 大規模災害等が発生した時、あなたは誰を頼りにしていますか。(あてはまるものすべてに)



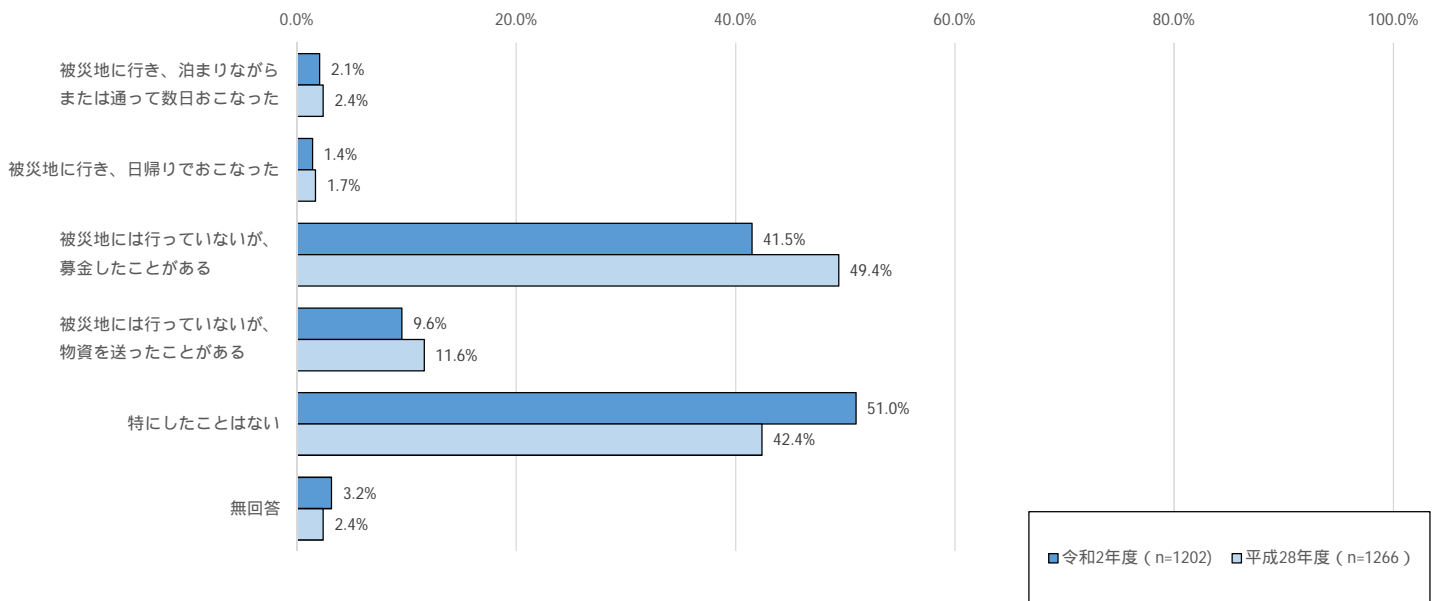
問35 大規模災害等の備えとして、地域で支え合う仕組みは必要だと思いますか。（ はひとつ）



問36 大規模災害等の備えとして、災害時要援護者支援台帳 などの作成が求められていますが、地域で個人情報を共有することは必要だと思いますか。（ はひとつ）



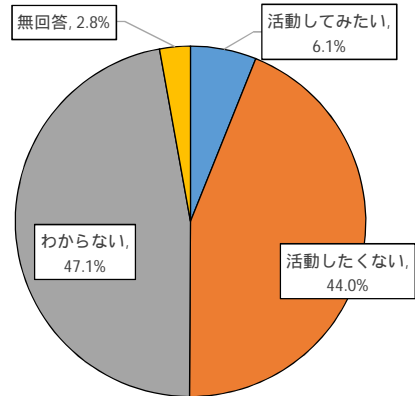
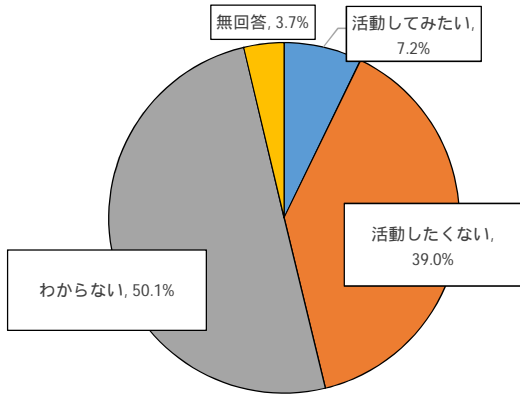
問37 あなたは、どのような災害ボランティアをしたことがありますか。（あてはまるものすべてに ）



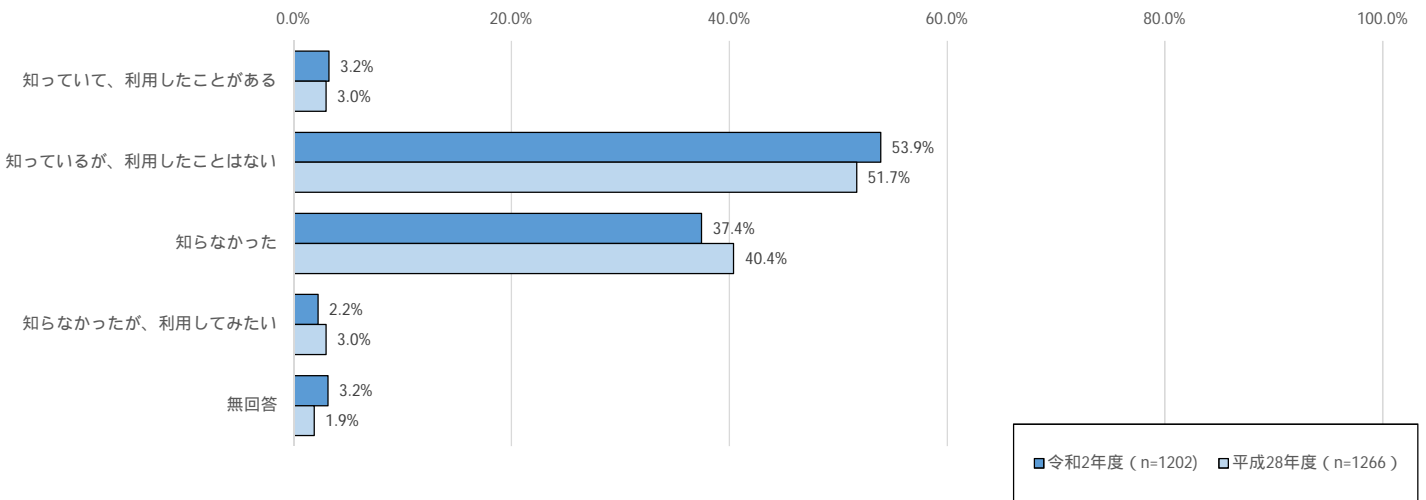
問38 あなたは、災害ボランティアリーダーとして活動してみたいですか。(はひとつ)

平成28年度

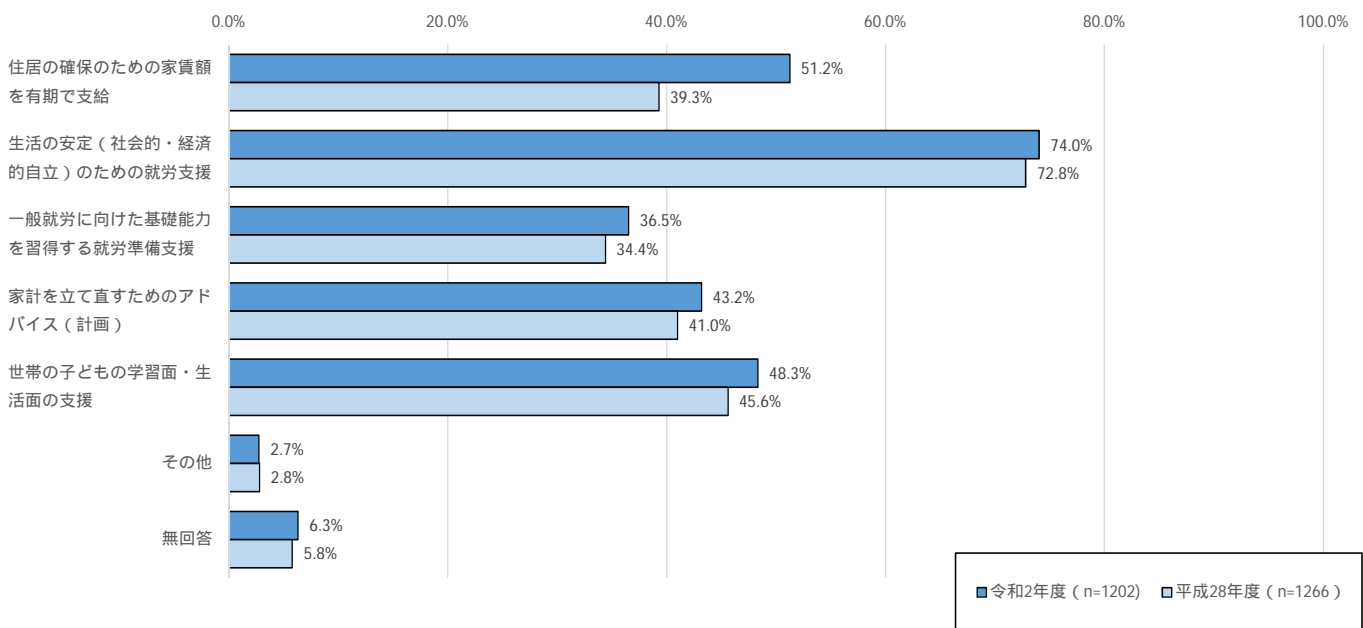
令和2年度



問39 生活に困窮している方への相談窓口が市役所(生活自立支援課)にあることを、あなたは知っていますか。(はひとつ)



問40 八王子市の生活困窮者自立支援制度では、生活困窮者に対して、次のような取組を実施していますが、生活困窮者に対する取組として重要だと思うものはなんですか。(あてはまるものすべてに)



重層的支援体制整備事業の実施について

【地域共生社会実現に向けた国の動向】

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯	
平成27年9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
平成28年6月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10月	地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12月	地域力強化検討会 中間とりまとめ 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
平成29年2月	社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出 「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月	社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布 <small>※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。</small>
9月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成30年4月	改正社会福祉法の施行
令和元年5月	地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
7月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12月	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
令和2年3月	社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
6月	改正社会福祉法の可決・成立 <small>※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定</small>

4

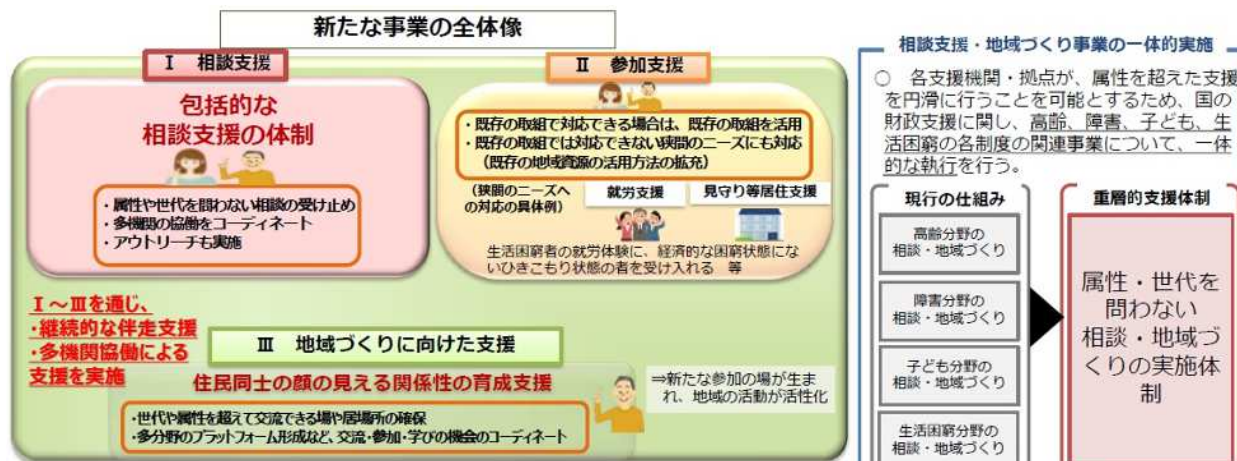
【市の動向】

- 平成26年12月 地域の身近な相談窓口として「地域福祉推進拠点」開設
以降、平成29年度に3か所
平成30年度に2か所
令和元年度に2か所
令和2年度に1か所 合計9か所整備済み
- 平成28年度～ 包括的支援体制構築事業(国のモデル事業)を実施
- 平成30年3月 第3期八王子市地域福祉計画策定
重点課題のひとつに
「多様化する福祉課題に対する包括的な相談・支援体制の推進」を掲げる。
- 令和元年4月 八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置
令和元年度より年2回程度開催。令和元年度は多職種による合同の研修も実施。
- 令和3年4月 重層的支援体制整備事業開始

【実施体制】

事業内容

重層的支援体制整備事業は、「 相談支援」、「 参加支援」、「 地域づくり支援」の大きく3つのアプローチで説明されております。この3つの事業を実施により、重層的支援体制整備事業を実施することとなります。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

2

「相談支援」事業の実施については、八王子市では既に構築している“包括的な相談・支援体制”により、既存の各専門相談支援機関の体制を継続させつつ、各支援機関同士の横の連携をより密にし、各相談窓口のバックアップ機能を充実させることで重層的な支援の実現を行います。

「参加支援」は、相談者が社会とつながりを作るための支援を行う事業であり、各分野で行われている、“既存の社会参加に向けた支援”では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。事業の実施は、多機関協働事業でアセスメントを行った後に、参加支援事業の利用が求められると判断された場合につながるものとなります。

“生活困窮者に対する就労体験の事業や、障害福祉における就労支援事業に対し、**経済的困窮状態にない**いきこもりの者などを受入れる”ケース、“住民活動や、地域での通いの場について、本人の通う場として活用する”ケースなどが想定されます。

「地域づくりに向けた支援」は、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行う事業となり、各専門機関が既に実施している“地域づくり事業”により、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

また、3つのアプローチを通じて、『多機関による協働事業』、『アウトリーチ等を通じた継続的支援事業』、『支援プランの作成』も実施することとなります。

包括的な相談支援の体制

相談支援

介護・障害といった各専門相談機関が、各支援機関同士の横の連携をより密に相談対応を行い、単独の分野での対応が困難な事案については多機関協働事業へつなぎます。

【介護】地域包括支援センターの運営	
【障害】障害者相談支援事業	
【子ども】利用者支援事業	
【困窮】自立相談支援事業	

単独の分野での対応では限界がある場合は「多機関協働事業」へつなぎ、重層的支援会議等で対応

制度の狭間の相談については

「地域福祉推進拠点」で相談支援を行う。

多機関協働事業

新規事業として、各専門機関の総合調整や会議体の設置・運営を社会福祉協議会に委託し実施します。社会福祉協議会は、地域福祉推進拠点のCSWではない多機関協働事業担当職員が俯瞰的に対応を行います。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

社会福祉協議会に委託し、地域福祉推進拠点のCSWが既に実施している相談支援業務のひとつとして実施します。

参加支援事業

多機関協働事業でアセスメントを行った後に、参加支援事業の利用が求められると判断された場合につながるものとなり、重層的支援会議で相談者のニーズを踏まえた地域資源とのマッチングの検討や、地域福祉推進拠点のCSWが地域資源の開発や働きかけを行います。

地域づくり支援事業

既に実施されている一般介護予防事業における、「ふれあい・いきいきサロン活動支援」や、地域子育て支援拠点事業の「親子つどいの広場運営」、生活困窮者の共助の基盤づくり事業の「地域福祉推進拠点でのCSWの活動」など、既存の事業により地域のプラットフォームの促進を通じて、地域の活動の活性化を図ります。

各分野の事業を継続的に実施することで、地域づくり支援事業を推進します。

【実施実績】

4月から6月末までの期間での相談・対応実績は次のとおり。

多機関協働事業へのつなぎ：6件

重層的支援会議開催：0回

支援会議開催：2回（この他ひきこもりに支援に特化した情報交換を2回開催）

個別の相談件数や、地域づくり支援事業に関する集計はなし。

【その他の取組み】

共通の相談受付シートの作成

各専門相談機関では、それぞれ専用の相談の受付票を利用し、相談内容の確認や進捗の確認を行っております。重層的支援体制整備事業の実施にあたり、多機関で協働して相談を行う際には、相談者本人の同意が必要となるため、新たな受付シートの作成が必要となりますが、このシートを多機関協働事業のみとはせず、普段の相談から活用することで、各専門機関内の問題以外も常に意識するようしております。

職員研修

複雑化及び複合化が進む、今日の福祉課題に鑑み、対応できる職員体制を構築するための「検討会」を設置し、福祉人材の育成及び活用方法の検討や、育成方針の策定に向けて検討を進めております。また全職員を対象とした、福祉研修も今年度実施予定。

また、社会福祉協議会でも、CSWの専門性を強化するため、4月より外部の講師を招き研修を進めております。

相談窓口のPR

各専門相談機関の窓口は専門性に特化した相談受付を行ってきておりますが、制度の狭間の問題や、複合化・複雑化した相談については、相談者がどこに相談してよいかわからず、問題を抱えたまま、より悪化してしまうケースも起きてきております。こうした問題に対応するため、市と社会福祉協議会は、平成26年度より“断らない相談窓口”として「地域福祉推進拠点」の開設を進め、地域福祉の活動拠点として、令和2年度末までに市内に9か所整備を行ってきました。

今回、重層的支援体制整備事業を本市において実施することを踏まえ、「地域福祉推進拠点」に“愛称”を設定することで、施設の認知度を高め、市民にとってより親しみやすく利用しやすい窓口とすることとしました。愛称募集は4月より実施し、143件の応募の中から、5月31日に書面にて開催した地域福祉専門分科会での委員の皆様からの投票などにより、「はちまるサポート」を選出することとなりました。

また、応募者が愛称の説明として記述していた、愛称の持つ本来の意味である「八王子まるごとサポートセンター」が、これまで伝わりにくかった「地域福祉推進拠点」の役割を上手く表現できており、社会福祉協議会とも検討した結果、「地域福祉推進拠点」に代わる名称として位置づけ、その愛称として「はちまるサポート」とすることとしました。

この名称及び愛称は、今後議会報告等を行った後、10月1日以降使用していくことといたします。

応募者の愛称の説明より

地域住民の困り事を身近で気楽に何でも「丸ごと」相談できる場、地域の複合化・複雑化した課題を包括的に「丸ごと」受け止める場、解決に向けて地域住民や関係機関などと「丸ごと」連携しながら支援、推進していく場として「八王子まるごとサポートセンター」の略称「はちまるサポート」という愛称にしてみました。

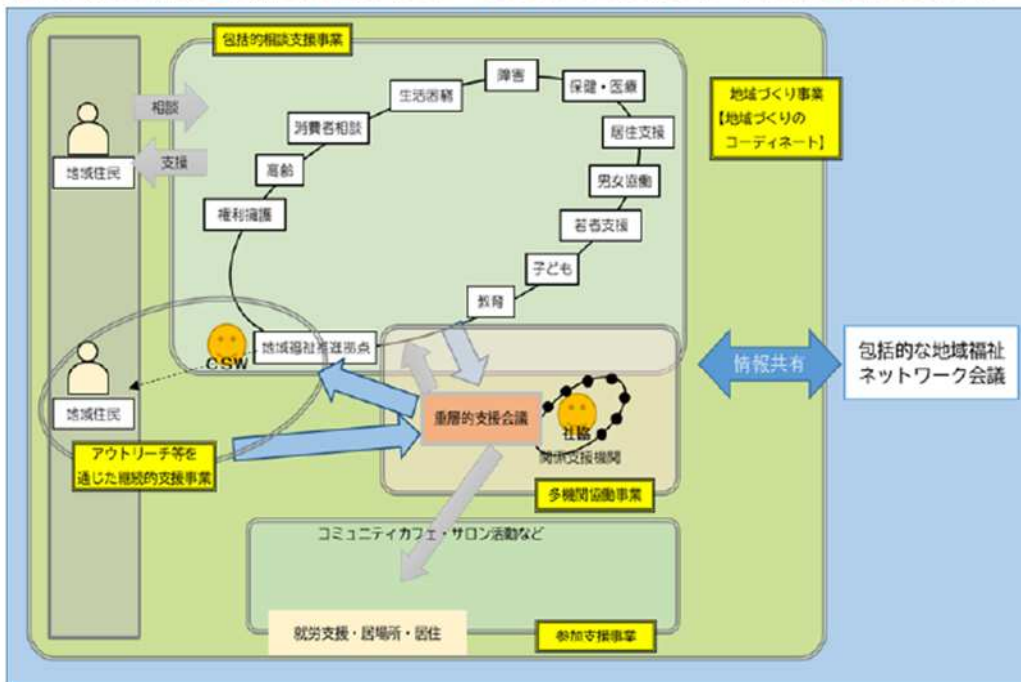
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の全体像

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ(8050やダブルケアなど)に対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ 相談支援」、「Ⅱ 参加支援」、「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

新たな事業(Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施)	Ⅰ 相談支援	① 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施 ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。 ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。
	Ⅱ 参加支援事業	○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施 (※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど (※2)就労支援、見守り等居住支援 など
	Ⅲ 地域づくり事業	○介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施 ○事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

【厚生労働省資料より抜粋】

本市における重層的支援体制整備事業の全体イメージは以下の図のとおりです。既存の取組を活かすとともに、「多機関協働事業」等の新たな部分を社協へ委託して実施します。また、包括的相談支援機能の強化のため、各地域福祉推進拠点に配置されているCSWの増員を行い、体制を強化します。



※詳しい事業の実施方法については、別途配布するマニュアルをご確認ください。



令和3年度(2021年度)より 「重層的支援体制整備事業」がスタートしました！

社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月に施行されました。

この事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

市町村の手あげに基づく任意事業ですが、本市では、令和3年4月から「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいます。

相談先がわからない「困りごと」は、 「地域福祉推進拠点」まで！

本市では、包括的な相談窓口として、「地域福祉推進拠点」を市内各地に設置しています。「地域福祉推進拠点」では、地域福祉の専門職であるCSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)が、地域で生活していくうえで、どこに相談すればよいかわからない「困りごと」を受け付け、重層的支援体制整備事業の一環として、各支援機関と連携をしながら本人や地域の方々と共に問題解決に向けて一緒に考えていきます。

エリア	所在地	電話
石川	石川町481 石川事務所2階	649-3390
川口	川口町908-1 川口事務所1階	652-9116
恩方	下恩方町3395 恩方事務所1階	659-1107
浅川	高尾町1652-1 浅川市民センター1階	629-9444
大和田	大和田町5-9-1 大和田市民センター3階	649-3228
台町	台町3-20-1 台町市民センター1階	649-6955
由井	片倉町702-1 由井市民センター1階	683-2111
由木	下柚木2-10-6 由木中央市民センター1階	670-9885
由木東	鹿島111-1 由木東事務所内	682-4885

※令和3年(2021年)4月時点。

「重層的支援体制整備事業」の詳しい内容について

「重層的支援体制整備事業」については、市HPに詳しく掲載しています。
市HPトップ > 「くらしの情報」 > 「高齢・介護・障害・生活福祉」 > 「その他の地域福祉」 > 「八王子市地域福祉計画」 > 「重層的支援体制整備事業」を選んでいただくか、右のQRコードからアクセスできます。



【 意 見 書 】

送付先 : 八王子市福祉部福祉政策課 (送付票不要)
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
電話 042-620-7240 (直通)
FAX 042-628-2477
Mail b440100@city.hachioji.tokyo.jp

件 名 : 令和3年度第2回八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (書面開催) について

送付者 : _____

- * 審議事項等につきまして御記入ください。
- * 意見書の提出をもって会議出席といたします。

令和3年(2021年) 月 日

【審議事項】
<議 題>
(1) 第3期八王子市地域福祉計画の令和2年度(2020年度)実績について
<報 告>
(1) 第3期八王子市地域福祉計画 計画期間中間年における意識調査の結果について

(2) 重層的支援体制整備事業の実施について

【その他ご意見等】

*郵送、FAX 又はeメールで令和3年(2021年)8月6日(金)までにお送りください。

*メールの場合は、様式の定めはございませんので、分かるように送付してください。